

# 文教福祉常任委員会会議録

〔令和6年12月定例会〕

12月12日開催分

福岡県筑紫野市議会

# 筑紫野市議会 文教福祉常任委員会 審査日程

令和6年12月12日（木） 会場：第1委員会室

時 間	案 件	所 管 課	ペー ジ
10:00	議 案 第66号 令和6年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)について	高齢者支援課	4
	議 案 第59号 指定管理者の指定について	生活福祉課	7
	議 案 第60号 設計・施工契約の締結について	教育政策課	14
	所管事務 報 告 筑紫野市立二日市小学校校舎増改築事業について	教育政策課	22
	議 案 第61号 工事請負契約の締結について	文化・スポーツ 振興課	26
	所管事務 報 告 ちくしの高年大学事業について	生涯学習課	28
	所管事務 報 告 スポーツ推進計画について	文化・スポーツ 振興課	35
	所管事務 調 査 (第七次総分) 市体育協会補助事業について	文化・スポーツ 振興課	55
	所管事務 調 査 (第七次総分) 小中学校開放体育施設運営事業について	文化・スポーツ 振興課	58
	所管事務 報 告 いじめ・不登校の現状と課題及びその対策について	学校教育課	63
	所管事務 報 告 部活動の地域移行に係る検討状況について	学校教育課	70
	所管事務 調 査 聴覚障がい者支援について（学校教育）	学校教育課	76
	所管事務 報 告 「みまもりあいステッカー」の交付について	高齢者支援課	77
	所管事務 調 査 高齢者福祉に係る施策の進捗について	高齢者支援課	80

# 筑紫野市議会 文教福祉常任委員会 審査日程

令和6年12月12日（木） 会場：第1委員会室

時 間	案 件		所 管 課	ペー ジ
	所管事務 報 告	第三次筑紫野市地域福祉計画・地域福祉活動計画の 策定について	生活福祉課	84
	所管事務 調 査	聴覚障がい者支援について（生活福祉）	生活福祉課	92
	所管事務 調 査	聴覚障がい者支援について（こども家庭）	こども家庭課	97
	所管事務 報 告	筑紫野市こども計画について	こども政策課	99

令和6年5回(12月)筑紫野市議会定例会  
文教福祉常任委員会

○日 時

令和6年12月12日(木)午前9時59分

○場 所

第1委員会室

○出席委員(7名)

委員長	西村和子	副委員長	坂口勝彦
委員	原口政信	委員	古賀新悟
委員	檜木孝一	委員	吉村陽一
委員	春口茜		

○欠席委員(0名)

○議長

赤司泰一

○傍聴議員(10名)

議員	上村和男	議員	八尋一男
議員	山本加奈子	議員	佐々木忠孝
議員	赤司祥一	議員	宮崎吉弘
議員	段下季一郎	議員	辻本美恵子
議員	白石卓也	議員	前田倫宏

○出席説明員(28名)

教育部長	長澤龍彦	教育政策課長	轟治峰
庶務担当係長	末次勝也	学校教育課長	江中誠
学校教育担当係長	鶴澤宏	教育指導担当係長	山下勝
生涯学習課長	檜木理恵	生涯学習・青少年担当係長	野美山毅士
文化・スポーツ振興課長	安樂鉄平	スポーツ企画担当係長	森田健太郎
スポーツ施設担当係長	萩尾浩三	文化振興・図書館担当係長	前田大輔
健康福祉部長	濱崎博文	高齢者支援課長	谷昌義
高齢者支援課長補佐	真鍋美香子	介護保険担当係長	荒尾正

指定指導担当係長 平 嶋 亮  
地域福祉担当係長 山 崎 健太郎  
こども部長 嘉 村 千 穂  
こども政策担当係長 原 田 典 忠  
給付・支援担当係長 城 塚 利 恵  
こども健康担当係長 森 田 薫

生活福祉課長 虫 明 しのぶ  
障がい者福祉担当係長 山 内 徳 章  
こども政策課長 岡 嶋 桐 子  
保育担当係長 中 村 義 弘  
こども家庭課長 石 川 純 快  
発達支援担当係長 安 部 佐千子

○出席事務局職員（3名）

局 長 荒 金 達  
主 査 森 敬

課 長 高 木 美智子

開会 午前9時59分

---

○委員長（西村和子君） 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、文教福祉常任委員会を開会いたします。

まず、傍聴の件を御報告いたします。本常任委員会に8名の議員が傍聴に出席していらっしゃいますので、御報告いたします。一般市民の傍聴はございません。

では、会議に入ります前に念のために申し上げますが、会議中、発言のある方は挙手をしていただき、委員長から指名を受けた後にマイクのスイッチを押して発言していただきますようお願いいたします。

今回は、議会だより原稿作成のための会議録を音声文字起こしソフトにより対応することとしておりますので、必ずマイクを御使用して発言していただきますようお願いいたします。精度が上がるそうですので、よろしく御協力をお願いします。

また、携帯電話等をお持ちの方は電源を切るかマナーモードをお願いいたします。

なお、本日の委員会閉会后、協議事項としてA I デマンドバスについてほか3件を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配付しております日程に従い、本日の会議を進めます。

それでは、議題に入ります前に濱崎部長がお見えですので御挨拶をいただきます。お願いいたします。

部長。

○健康福祉部長（濱崎博文君） 皆様、おはようございます。健康福祉部の濱崎でございます。

本日、健康福祉部につきましては、議案の2件、所管事務調査報告の4件を皆様に御審議をしていただくこととしております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、説明職員として高齢者支援課の職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） おはようございます。高齢者支援課長の谷と申します。よろしくお願い致します。

○指定指導担当係長（平嶋 亮君） おはようございます。高齢者支援課指定指導担当係長の平嶋です。よろしくお願い致します。

○介護保険担当係長（荒尾 正君） おはようございます。同じく介護保険担当係長の荒

尾と申します。よろしくお願いいたします。

○高齢者支援課長補佐（真鍋美香子君） おはようございます。同じく高齢者福祉担当係長の真鍋と申します。よろしくお願いいたします。

○健康福祉部長（濱崎博文君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） それでは、議案第66号、令和6年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、執行部から説明をお願いいたします。

課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 議案第66号、令和6年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

補正予算書は31ページ、タブレットの30ページからになります。提案内容補足説明書は65ページ、タブレットの64ページをお開き願います。

補正予算書の31ページですが、第1条です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ729万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億1,760万1,000円とするものでございます。

次に、提案内容補足説明資料65ページに沿って歳出予算補正の主な内容を説明いたします。補正予算書のほうは42ページになります。

資料の中ほどになりますが、1款1項1目一般管理費についてでございます。今年度の人事異動により職員給与費を508万4,000円増額するものでございます。

次に3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費についてです。要支援の方が利用する訪問型サービスや通所型サービスの年間利用見込み件数の増加により、259万円を増額するものでございます。

配付させていただいております文教福祉常任委員会説明資料1ページをお開き願います。上半期の実績を基に年間の見込み件数を算定した表になります。

当初見込み件数の計1万7,681件でしたが、上半期の実績を基にした決算見込み件数は1万8,327件と646件の増加が見込めるため、給付費を増額するものでございます。

次に、歳入予算補正の主な内容を説明いたします。補正予算書の40ページをお開き願います。

4款2項2目地域支援事業交付金の現年度分は、歳出として説明した介護予防・生活支援サービス事業費の増加に対する国庫補助金として71万9,000円を増額するものでございます。

5款1項1目地域支援事業支援交付金の現年度分につきましては、歳出として説明しました介護予防・生活支援サービス事業費の増加に対して、支払い基金交付金、これは40歳から64歳までの保険料に当たるものですが、77万7,000円を増額するものでございます。

7款1項1目その他一般会計繰入金は、歳出として説明した今年度の人事異動による職員給与の増により508万4,000円を増額するものでございます。

続きまして、第2条に定めます債務負担補正についてでございます。補正予算書の34ページをお開き願います。こちらにつきましては、令和7年4月1日より業務や事業を開始するために本年度中に契約締結が必要なことから、債務負担行為として計上したものでございます。

1番目の介護予防・日常生活支援総合事業委託訪問型サービスAは、掃除や洗濯、食事の準備など緩和型の訪問サービスの委託料でございます。

2番目の介護予防・日常生活支援総合事業委託通所サービスCは運動機器を使ったりハビリテーションで、期間集中型サービスの委託料でございます。

3番目の介護予防音楽療法事業委託は音楽療法を用いた介護予防事業で、講師を地域サロンに派遣する委託料でございます。

4番目の地域包括支援センター事業委託は、地域包括支援センター3か所の運営委託料でございます。

5番目の食の自立支援事業委託は、見守りが必要な方を対象にお弁当の配達を委託する業務でございます。

6番目の紙おむつ給付サービス事業委託は、在宅で生活しており、紙おむつを常時必要とする市民税非課税の高齢者に紙おむつを配達する事業でございます。

7番目の生活支援体制整備事業委託は、地域での生活支援、介護予防の構築に向けて生活支援コーディネーターを配置するための委託料でございます。

8番目の認知症初期集中支援事業委託は、福岡県認知症医療センターに設置している認知症初期集中支援チームの委託料でございます。

9番目、介護保険納入通知印刷製本費は、令和7年度の介護保険料の納入通知作成費でございます。

10番目の事業者台帳整備管理システムソフト使用料は、地域密着型事業所の指定事務に関する台帳管理のためのソフト使用料でございます。

以上、議案第66号、令和6年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につ

いての説明となります。御審議よろしく申し上げます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。ただいま執行部から説明をいただきましたが、質疑のある方はいらっしゃいませんか。ないですか。

一番最初の介護保険のところの利用者増ですけれど、前期のところは前半はあまり多くなくて、かえって減っているところとかがあるようですけど、後半増えていくのは何か特段の理由があるのでしょうか。

荒尾係長、お願いします。

○介護保険担当係長（荒尾 正君） この表ですか。

○委員長（西村和子君） そうです。

○介護保険担当係長（荒尾 正君） 一応この表につきましては令和5年度の実績を基に見込みを算定しておりますけれども、上がっていつているのは、令和5年度の実績自体も増加しているという状況のため、令和6年度の見込みにつきましても増加する見込みとして計上させていただいております。

○委員長（西村和子君） だから、後半多くなるというのは何か理由があるんですか、昨年度で見みたところでは。

○介護保険担当係長（荒尾 正君） 毎年認定者も増加しておりますので、1年間通しても対象者が増えている、増加傾向にあるのではないかと推測されます。

○委員長（西村和子君） 毎年そういう傾向だということですね。

○介護保険担当係長（荒尾 正君） はい。

○委員長（西村和子君） 分かりました。ありがとうございます。

ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） ないようでしたら、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第66号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第66号、令和6年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についての件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。ありがとうございました。

では、職員入替えのため、しばらく休憩いたします。ありがとうございました。

---

休憩 午前10時12分

再開 午前10時13分

---

○委員長（西村和子君） それでは、会議を再開いたします。

それでは、議案第59号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

出席職員の紹介をしていただいた上で、本件について執行部から説明をお願いいたします。

濱崎部長。

○健康福祉部長（濱崎博文君） 所管課が入れ替わりまして、生活福祉課職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 皆様、おはようございます。生活福祉課の課長をしております虫明と申します。よろしくをお願いいたします。

○障がい者福祉担当係長（山内徳章君） おはようございます。障がい者福祉担当係長の山内です。よろしく申し上げます。

○健康福祉部長（濱崎博文君） どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長（西村和子君） それでは、本件について、執行部から説明をお願いいたします。課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） それでは、議案第59号、指定管理者の指定について御説明をいたします。議案書は39ページ、40ページになります。提案内容補足説明書は51ページとなります。また、説明資料を別途提出いたしております。

まず初めに、提案内容について御説明をいたします。

筑紫野市立障がい者通所施設筑紫野市さるびあ学園は、平成22年度より指定管理者制度を導入し、現在、社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会が指定管理者として管理運営を行っております。現在の指定期間が令和7年3月末をもって満了することから、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、当該施設の管理を行わせる指定管理者の指定につい

て議会の議決を求めるものでございます。

本施設の利用者は、環境の変化に適応することが困難な重度の心身障がい者の方々であるため、障がいの特性に応じ安定したサービスの提供と支援の継続が強く必要となっております。社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会は、これまで指定管理者として利用者との信頼関係の下、適切な業務運営を行い、地域にも同法人が運営する施設として理解を得てきた実績もでございます。今後も安定的な管理運営が期待できる同法人を指定管理者候補者と決定し、本提案を行うものでございます。

指定期間については、定期的な見直しの機会を設けるために、これまでと同様に5年間で定めております。

続いて、生活福祉課のほうから提出をいたしております本議案に関する資料により御説明をいたします。Side Booksの2ページになります。紙資料も同じページになります。

左のページを御覧ください。指定管理者の指定についてでございます。

施設名称、指定管理者候補者、指定期間は先ほど申し上げたとおりでございます。

施設の経緯についてですが、本施設は昭和53年9月に開設し、2度の移転を経て現在の場所で運営をしております。平成22年度より業務委託から指定管理者制度を導入しております。

右ページを御覧ください。本施設で実施している生活介護事業の状況です。

生活介護事業は、常に介護を必要とする障がい者などに、主に昼間に施設で排せつや食事などの介護や創作的活動などの機会を提供する事業となっております。利用者は、本年10月現在、18名の方が御在席されております。昨年度の利用状況につきましては以下のグラフのとおりでございますが、1人当たり月平均12日の通所実績となっております。職員の支援については、管理責任者をはじめ8名の体制を取っているところでございます。

ページをおめくりいただいて、4ページになります。左のページを御覧ください。本施設で実施している日中一時支援事業の状況です。

事業内容といたしましては、学校における長期休暇期間中に障がい児の活動の場を提供することによって、障がい児の保護者などの一時的な休息の時間を確保する目的といたしております。利用者は、本年10月現在、2名の方が在籍をしております。昨年度の利用の状況はグラフのとおりでございます。1人当たり平均5日の利用となっております。管理責任者をはじめ、4名の体制を取って支援を行っております。

次に右ページを御覧ください。各事業の支援内容についてでございます。

朝、登園されまして、その後、マット運動や創作活動、また、その合間に食事の介護、おトイレの介護など行っております。また、季節行事活動としてお花見やイチゴ狩り、七夕、ひな祭りなどを行っているところでございます。

続いて、6ページを御覧ください。左ページをまず御覧ください。こちらは指定管理者の運営評価を表したものでございます。指定期間中における利用状況や収支状況の報告を基に評価を行っております。

右のページを御覧ください。こちらを評価表としております。

評価項目を10個挙げておりますが、どの評価項目におきましても要求水準を満たすものとなっており、年間を通して適切な配置を維持し、支援することができております。自主事業の積極的な実施や保護者との意見交換会を毎月開きニーズを把握している、こういったことから総合評価におきましても要求水準を満たすものとして評価をいたしました。こうしたことから、次期においても社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会は指定管理者としてふさわしい法人と評価しているところでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。ただいま執行部から説明をいただきましたけど、質疑のある方はいらっしゃいませんか。

古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 平成22年度から指定管理者制度導入ということで、指定管理者は社協で全然問題ないんですけども、この当時から社協が指定管理者だったのか。それと、今回期間満了ということで改めてということですけども、この指定管理者候補者として別の事業者があったのかどうか、お尋ねいたします。

○委員長（西村和子君） 課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 本施設の設置は昭和53年9月となっております。当時から筑紫野市社会福祉協議会のほうに業務委託を行い開設してまいりました。そして、平成22年度から指定管理者制度を導入しておりますが、当初から引き続き筑紫野市社会福祉協議会のほうを指定管理者として指定しているところでございます。

選考につきましては、通われている方々が重度の心身障がいをお持ちであることが大半です。施設において支援に当たっては看護職員などを含めたスタッフの方々と利用者、そして保護者の方の間に大きな信頼関係が求められると考えておりますことから、社会福祉

協議会がこれまで築いてきた利用者との信頼関係と施設運営の実績を考慮し、社会福祉協議会を選考させていただいたところでございます。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。ほかにもございませんか。

坂口副委員長。

○副委員長（坂口勝彦君） 7ページの評価の部分なんですけど、10番目の苦情、トラブル等への対応の評価がAになっています。実際、苦情とかトラブル等というのはやっぱり年間通して何件かあるんでしょうか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 苦情、トラブルにつきまして、こちらのほうで把握しているものはございません。特に大きなものについては起こっていないと考えております。

そして、総合評価のほうにも書かせていただいておりますが、保護者との意見交換会を毎月実施していて、ここでニーズを把握されて事業の運営に生かされたり、そして改善すべき点等もお聞きしているということで、円満にいつているのではないかと考えておるところです。

以上です。

○副委員長（坂口勝彦君） ありがとうございます。

○委員長（西村和子君） ほかにはありませんか。檜木委員。

○委員（檜木孝一君） お疲れさまです。平成22年度から5年刻みで指定管理者に指定されて、安定的な管理運営を社会福祉協議会がされておるといったことで、いろんな催物をされたり送り迎え等もされまして、きめの細かい対応がなされておると私も思います。全く異議ございません。

それで、質問でございます。補足説明書の中にぜひ入れていただきたかったんですけども、今回は令和7年度から令和11年度までの5年間の指定管理者の指定ですよね。それを新たにつくろうとしていますけれども、プロポーザル方式によるコンペ方式というようなものを取られたんでしょうか。それとも、社会福祉協議会とは十分な信頼関係があるということで、いわゆる一者随契的な選考方法を取られたんでしょうか。いずれでございませうでしょうか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 選考に当たりましては、これまでの実績、そして信頼関係を重んじまして、社会福祉協議会一者の形で選考させていただいているところござ

います。

○委員長（西村和子君） 檜木委員。

○委員（檜木孝一君） それでは、公募等をされずに、例えば、広く運営参加者等を募ら  
ずに今後の5年間は社会福祉協議会でいくという選択をされたということでもよろしいです  
か。

○委員長（西村和子君） 課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） そのとおりでございます。

○委員長（西村和子君） 檜木委員。

○委員（檜木孝一君） それであれば一者随契の考え方になるかと思えますけれども、当  
初であればやはり公募という形を取るべきではなかったかと思えます。例えば、安定的に  
運営ができる社会福祉法人や自治体、株式会社などがあろうかと思えますけれども、今後  
5年間で広く公募で求める作業は必要でなかったということですかね。それをせずに、い  
きなりこれまでの実績をもってここと一者随契をしたということですが、見解を、すみま  
せん、お願いいたします。

○委員長（西村和子君） 課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） これまで社会福祉協議会が長きにわたって運営をされ  
てきています。当初からされてきているという実績、そして、一番大事なのは利用者の方、  
そして保護者の方との信頼関係がしっかり築き上げられていると。こういったところから  
他の事業所にはない優位性を持っていると思っておりますので、1者という形にさせてい  
ただいたところでございます。

○委員長（西村和子君） どうぞ、檜木委員。

○委員（檜木孝一君） うーん。

○委員長（西村和子君） ちょっといいですか、私のほうから。

私も六、七年前に1回視察させていただいたことがありました。そしたら、その日そう  
やっているだけじゃなくて、日頃やっているからできている介助やレクリエーションのよ  
うな、本当に質が高い事業内容をなさっているというふうに思いました。

しかし、今、檜木委員は、その関係を客観的に評価できるようにする必要があるんじや  
ないかということをおっしゃっているんだと思うんですね。二者のお互いに信頼関係があ  
ることが、第三者から見たときに「なるほどね」と思える関係にしていく必要があるとい  
うことを言われているんだろうと思うんです。私が感じたようなことを第三者的な方にも

評価していただいて、それがあからここで大丈夫ですよというふうに言われると納得できると思うけれど、そうじゃなくて二者だけでその関係を築いているから大丈夫ですよと言われると少し客観性に欠けるから、もう少し何らかの工夫ができないのか、言い方を換えるとそういうことをおっしゃっているんじゃないかと思うんです。

なので、第三者評価なりとか、もし応募がないのであればそういうことを考えられてはどうか、言い換えればそういう側面もあるのではないかというふうに思うんですけど。

御意見があればどうぞ。檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 社会福祉協議会さんの実績に基づいて今後の5年間を選考されたということでございますが、社会福祉協議会さんから今後5年間の運営方針とか運営要領とか職員体制、配置、それは聴取をされましたでしょうか。指定は、今後、令和7年度から令和11年度の指定をしようとするものですよね、6年度が終わって。これまでは確かによい運営がなされておった、それは異議ございません。

しかし、今後、7年度から11年度までの5年間をどうしようかということによって来ているから、この運営方針、どのようにやっていくのか。社協さんがですね。そしてどのような催物を行っていかうとしているのか、どのような人員体制でやっていかうしているのか。一緒だったら一緒でも構いません。また新しい工夫が今後5年間あるかもしれません。新しい人員体制があるかもしれません。新しい運営方針が示されるかもしれません。7年度から11年度の間5年間にですね。それを把握されたかを聞いているだけです。

あくまでも対象は令和7年度から令和11年度までの5年間です。これまではすばらしい実績がありました。十何年かな、ありました。今後の5年間の体制の中身や方針等は聴取されたのかを聞いているわけです。

○委員長（西村和子君） 課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） これまで指定をしてきまして、社協のほうとも現状の運営状況をお話をいただき、そして、本市のほうとしても確認をしているところでございます。そしてまた毎年度評価のほうをさせていただきまして、そこできちんとした運営管理がなされていることは確認をしております。こういった中でも今後についてこういった点が必要だなという意見交換等は行っております。この議案が通った後に指定管理者のほうと協定を締結しますので、その中できちんとした形で確認をまた再度取らせていただきたいというふうに考えております。

利用者の方たちからのニーズを把握して、これまでもその部分について反映をしてきて

おります。今後につきましてもさらなる反映をさせていただきたいということと、また、市のほうも直接的に保護者の方たちの御意見を聞く場を一つ設けさせていただこうと考えておりますので、こういった点が新たな5年後の施設運営の充実、こういったものにつながるというふうに考えております。

○委員長（西村和子君） 檜木委員、よろしいですか。どうぞ。

○委員（檜木孝一君） もう一度。私は最初から言いましたように、公募方式によって広く募集をした、そういった中で応募があつて、そして審査をしてここに決まろうとしておるといふふうに頭の中で思い込んでおりましたので今のようなことになったわけですが、執行部の内部の方針としまして、そういったことではなくて、これまでの実績を考慮して、これまでの委託者と契約でいえば1者随契的な契約を行いますよという選考方針を内部で立てられて、そして、それによってここまで来られたと理解してよろしいですね。

○委員長（西村和子君） 課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 今、委員がおっしゃられたとおりように指定管理の候補者として決めさせていただいたところでございます。

○委員（檜木孝一君） オーケーです。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） それでは質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第59号について、討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第59号、指定管理者の指定についての件を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。ありがとうございました。

それでは、職員入替えのため、しばらく休憩いたします。

————— . ————— . —————  
休憩 午前10時36分

再開 午前10時37分  
————— . ————— . —————

○委員長（西村和子君） 会議を再開いたします。

それでは、議題に入ります前に長澤部長がお見えですので御挨拶をいただきます。

長澤部長。

○教育部長（長澤龍彦君） 皆様、おはようございます。教育部長の長澤でございます。

文教福祉常任委員会の委員の皆様におかれましては、日頃から教育行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、本日の委員会では、議案2件、所管事務調査3件、所管事務報告5件の審査について、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、出席しております教育政策課職員が自己紹介をいたします。

○教育政策課長（轟 治峰君） 皆様、おはようございます。教育政策課長の轟でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○庶務担当係長（末次勝也君） おはようございます。教育政策課庶務担当係長の末次と申します。よろしく願いいたします。

○委員長（西村和子君） それでは、議案第60号、設計・施工契約の締結についてを議題といたします。

執行部から説明をお願いいたします。轟課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） それでは、議案第60号、設計・施工契約の締結につきまして御説明申し上げます。

議案の中身に入る前に、筑紫野市立二日市東小学校校舎増築及び長寿命化改良事業の概要とこれまでの取組について簡単に説明させていただきます。

本事業につきましては、二日市東小学校の児童数の増加等に伴う教室数確保及び既存校舎の長寿命化改修工事の必要性が高まったことから実施するものでございます。具体的には、校舎の増築工事、長寿命化改修工事、外構工事、設備工事等を行うもので、これらの工事の基本設計、実施設計、工事監理業務を含むものでございます。設計・施工一括発注方式による事業を実施することで、複雑な工程管理の一元化、工期の短縮などを指すものでございます。このことから、豊富なアイデア、ノウハウ、高い技術力等を有する事業

者の中から優良者を選定可能なプロポーザル方式により事業者を選定することといたしました。

プロポーザル審査委員会において審査が行われましたので、御説明申し上げます。資料の3ページを御覧ください。

まず、1番は飛ばしまして、2、選定概要の、まず、選定方法についてでございます。筑紫野市立二日市東小学校校舎増築及び長寿命化改良事業に係る設計監理業務及び施工業務の事業者を公募型プロポーザルにより選定するに当たり、プロポーザル募集要領書に基づき公募により参加者を募集し、一次審査及びプロポーザル審査委員会による二次審査を経て、最優秀者を選定しております。

一次審査につきましては、1者から参加表明書及び業務実績書等の提出があり、二日市東小学校校舎増築及び長寿命化改良事業プロポーザル審査要領に基づき事務局において審査を行い、参加者がプロポーザルへの参加資格を満たすことを確認しております。

次に、(3) 二次審査につきましては、事業計画、設計、建設及び特定のテーマに関する技術提案、提案価格の見積書について評価を行うこととし、参加者から提出を受けた技術提案書及び技術提案資料についてのプレゼンテーション、ヒアリングを踏まえ、審査要領に基づき評価を行い、最優秀者の選定が行われております。

次のページを御覧ください。

(4) 評価点の配点及び評価項目についてでございます。

評価点の配点は150点満点で行い、各評価項目の配点は下表のとおりとなっております。評価項目としましては、1、事業計画に関する提案、2、設計に関する提案——次のページを御覧ください、3、建設に関する提案、4、特定のテーマに関する提案、5、提案価格、以上の評価項目となっております。

続いて、(5) 審査結果についてですが、評価点78.964点をもちまして、前田建設工業・西日本技術開発特定建設工事共同事業体が最優秀者として選定されております。

次のページを御覧ください。3、審査委員会の委員の構成、それから、(2) 開催経過となっております。お読みいただければと思います。

次のページを御覧ください。審査講評でございますが、読み上げて説明させていただきます。

「審査委員会は、今回のプロポーザルの目的が筑紫野市立二日市東小学校校舎増築及び長寿命化改良事業を設計・施工一括方式（以下「DB方式」という。）で実施するにあた

り、「筑紫野市立二日市小学校校舎増築及び長寿命化改良工事基本方針・基本計画」を十分に理解し、高い技術力及び豊富な経験等を有する事業者を選定するものであることを念頭に、募集要領及び審査要領に基づき、参加者に対する評価を行いました。

最優秀者からの提案については、本プロポーザルの趣旨を十分に理解し、豊富な実績を有する設計・施工企業体によるプロジェクトチームが編成されており、信頼性の高い安心感のある的確な提案でした。特に、DB方式という特徴的な事業方式のメリットを活かし、具体的な工期短縮案が示された工程計画や進捗管理計画、機能性・利便性・快適性に関する提案が高く評価されました。

以上、最優秀者を選定しましたが、今回の審査はあくまでもプロポーザルに基づく提案であり、提案内容は本事業の最終形ではありません。今後、選考された提案内容に基づき、市、教職員や保護者などの学校関係者の意見聴取を重ねながら設計が進められ、これから先も永きにわたり地域、児童、教職員に愛される学校が整備されることを祈念し、講評として報告します」という形で締めくくられております。

以上のことを踏まえまして、最優秀者と協議を重ねた結果、仮契約に至っておりますので、今般、議会の議決をお願いするものでございます。

ここから議案書の説明に移らせていただきます。議案書41ページを御覧ください。

議案第60号、設計・施工契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

事業名は筑紫野市立二日市東小学校校舎増築及び長寿命化改良事業で、契約の方法は随意契約でございます。契約金額は33億3,839万円でございます。契約の相手方につきましては前田建設工業・西日本技術開発特定建設工事共同企業体でございます。校舎増築及び長寿命化改修工事設計・施工契約を締結するため、議案として提出するものでございます。

次のページを御覧ください。事業概要書となっております。内容が重複しますので説明を割愛させていただきます。

次に、提案内容補足説明書の53ページを御覧ください。

前段の説明につきましても内容が重複しますので割愛をいたします。後段の事業者選定、仮契約までの主な経過についてですが、令和6年4月24日に第1回プロポーザル審査委員会を開催して、募集要領書案、審査要領書案、要求水準書案等の審議を行っていただいております。それから10月29日に第2回目のプロポーザル審査委員会を開催させていただき

まして、技術提案書等による書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査、優先交渉権者選定を行っていただきまして、11月27日に仮契約締結を行わせていただいているという状況でございます。

最後に、説明資料の8ページを御覧ください。二日市東小学校校舎増築及び長寿命化改良事業についてでございます。

一番上にイメージパースを載せております。このパース図につきましては、西鉄の線路側から西方面、旧国道3号方面を望む上空からのパース図になります。事業者による提案の図面でございます、パース図の右側のほうに3階建てと5階建ての新校舎が分かるかと思いますが、こちらが増築部分になります。それからパース図の中央、階段状になっている校舎が分かると思いますが、その中央の部分と左側の奥に並んでいる既存の校舎につきましては、長寿命化改良事業を行う校舎となっております。

次に、スケジュールでございますが、令和6年度に基本設計、令和7年度に基本設計、実施設計、増築校舎の建設、管理教室棟職員室等増築工事、令和8年度に増築校舎建設、それから管理教室棟職員室等増築工事、管理教室棟長寿命化改修工事、令和9年度に増築校舎の供用開始、それから管理教室棟長寿命化改修工事、教室棟1長寿命化改修工事、令和10年度に教室棟1長寿命化改修工事の予定となっております。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

御説明いただきましたが、質疑のある方はいらっしゃいませんか。どうぞ、坂口副委員長。

○副委員長（坂口勝彦君） 説明ありがとうございます。

4ページの評価案になるんですけど、150点満点で最終的に決まったのが78.964点ということで、この点数自体がまず高いのかどうかと、4点というところが6個ぐらいあって、もちろんこれは改善されていくんですけど、基本条件では5点になっていますよね。この三つですね。5ページでは後半のテーマの部分がほぼ10点になっていますけど、点数のつけ方の具合というのがちょっと……。4点は低いということですよ。

○委員長（西村和子君） 課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） 10点をつけているところにつきましては、得点ではなくて評価点でございますので、特に私たちが重点的に評価を上げている部分でございます。こういった特定のテーマに関して特徴を出しながら学校を整備したいという考え方に基

く配点となっております。4点は相対的には低く見えますけれど、全体のバランスを取りながら配点を考えさせていただいておりますし、他市のプロポーザルの状況も参考にしながら配点させていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） いいですか。

春口委員。

○委員（春口 茜君） 大体小学校とか中学校の増築をする場合はDB方式を採用されるんでしょうか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） これまではDB方式じゃなくて分離分割発注方式を取ってきたと思います。今回、二日市東小学校をDB方式にしたのは、仮設校舎をできるだけグラウンドに造りたくないという学校の強い思いがございまして、仮設校舎を造らずに増築工事及び長寿命化改修事業を同時に行うにはDB方式を採用するのが最良の手だてであるという考えの下、この方式を取らせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。吉村委員。

○委員（吉村陽一君） プロポーザルの公募をされたということですが、応募があった業者さんはここ1者だけだったかと、先ほど坂口副委員長が評価点のことを話されていたと思うんですが、施設設備、騒音などが近隣住民の生活に与える影響や、地震や災害発生時における避難所として安全かつ快適に利用できるよう配慮されているか、そういったところがここの中で比べると低い評価点になっているということで、今後、設計に当たって、その評価点の低いところをどういうふうに改善というか、強化していくか、そういった話を今後される御予定はあるのでしょうか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） まず、参加表明の事業者の数でございますが、1者でございます。

次に、周辺環境への配慮等につきましては、あくまでも事業者を選定するに当たっての配点といたしますか評価点でございますので、相対的には10点と比べると5点とか4点とかは低く見えますけれど、実際の工事に当たっては地域等の御理解を得ないといけませんので、そういったところはしっかりと地域と合意形成を図りながら工事を進めてまいりたい

と考えているところでございます。

工事の内容につきましても、学校及び学校関係者、それから学校運営協議会の中で話を進めていきながら、地域の意見も可能な限り反映していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） 吉村委員。

○委員（吉村陽一君） 業者を選定するに当たっての評価点ということで、それは理解できるんですけども、その評価点が低かったということなので、そこは今後しっかり見ていただきたいと思います。

公募したけれども1者しか応募がなかったということですが、比較対照がこれ以上はできないということもありますし、予算のところでもほかに業者さんがいればもう少し低コストに抑えることも競争したりとかもできると考えますので、そういったところも今後の検討課題にしていきたいと思っています。

○教育政策課長（轟 治峰君） ありがとうございます。

○委員長（西村和子君） 原口委員。

○委員（原口政信君） どこかに載っていたら申し訳ないんですけど、この33億の財源の国、県、市の内訳はどうなっていますか。そこをちょっと教えてください。

○委員長（西村和子君） 課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） 財源でございますが、総事業費が33億3,839万円に対しまして、見込額になりますけれど、国庫補助金が6億469万8,000円でございます。残り市単費が27億3,369万2,000円となっております。補助金額の割合は2割程度となっております。

○議会事務局長（荒金 達君） 委員長、すみません、休憩をよろしいですか。

○委員長（西村和子君） しばらく休憩いたします。

—————・—————・—————  
休憩 午前10時57分

再開 午前10時59分  
—————・—————・—————

○委員長（西村和子君） 会議を再開いたします。

轟課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） 評価点のところで一部誤解を招くような説明がございましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

資料の4ページ、5ページに記載しております評価点でございますが、あくまでも記載している数字につきましては配点でございますが、事業者さんが得られた得点ではないということでございますので御理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） それでは、ちょっと私のほうから質問させていただきたいんですけど、参加が1者だったということで、1者しか参加がなかったことの背景というのが想定できるのであれば説明していただきたいのと、工事期間における児童の学校生活への影響としてどんなものが考えられるのかを質問いたします。

課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） まず、参加を表明された事業者さんが一者であったという背景でございますが、これはあくまでも想像といたしますか、私たちが得た感触でしかお答えできませんけれど、本当は対象となる事業者さんが40者ございました。40者全ての事業者に対して私どもで営業をかけさせていただきまして、電話での営業と、ホームページにも全て要求水準書などを上げておりますので、そちらを御覧くださいといった営業をかけさせていただきました。

その際に得られた感触でございますが、技術者がいないと。建設が福岡市を中心として物すごく盛んに今執り行われておりますし、技術者不足であるということが私どもが得られた感触でございます。そういったものの背景として結果として1者の参加表明になってしまったのではないかと考えております。

それから、今回の事業に係る児童への影響でございますが、増築する際にはそんなに大きな影響はないかと思います。登下校時に車両と重ならないように工夫をすることで、増築時の影響はそんなに大きくないと思いますけど、長寿命化改良事業につきましては、既存の校舎をスケルトンの状態にしまして再構築していくという工事になってまいりますので、一定の騒音でありますとか振動などの影響が出てくるのではないかと考えておりますが、基本的には長期休業期間に工事を集中させて児童に影響の少ない工程を考えてまいる所存でございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。ほかに質疑はございませんか。

古賀委員。

○委員（古賀新悟君） すみません、さっき配点を説明していただいたんですけども、私も理解していないんですが、150点満点に対しての10点とか4点とかはどういうことを指すんですか。よく分からない。

○委員長（西村和子君） 末次係長。

○庶務担当係長（末次勝也君） 御説明申し上げます。こちらはちょっと表現が分かりにくいかもしれませんが、全体を150点満点で評価します。その150点満点の振り分けがそれぞれ、例えば1の事業計画に関する提案であれば7点、それぞれの項目の数字を合計していただけたら150点満点という形になります。この振り分けについては、今回、技術提案をいただきたい内容の特に重視する部分について大きな点数を振り分けてございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） 古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 特に重視する点であることは理解できたんですけども、気になるのが3番の施工計画及び施工管理・品質管理ということで、地元業者を協力業者または資材調達者として積極的に採用する契約となっているかという項目は低いんですね。せっかくだから地元の業者への協力、配慮も必要ではないかと私は思うんですが、そこはどう考えておられますか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） プロポーザルの際には、確かに評価点としては4点で全体から見ると低うございますけれど、プロポーザルのプレゼンテーション時にその辺の確認をさせていただいておりますのと、募集要領でも地元事業者を協力事業者並びに資材調達業者として積極的に採用することを明記させていただいているところでございます。

先ほど言いましたプロポーザルの際にも委員のほうからその辺りの質問が何件か出されまして、しっかりと市内業者の受注拡大を図りながら地域貢献をしたいという回答を得ておりますので、引き続き私たちもその動向を注視していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。副委員長。

○副委員長（坂口勝彦君） 今度は東小学校校舎増築ということで、放課後児童保育の教

室にもきちんと配慮されてあるのかどうかというのを確認しておきたいと思います。

○委員長（西村和子君） 課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） 放課後児童クラブにつきましても、今度教室が増える関係で児童も増えるということでございますので、今活用している放課後児童クラブの近くで教室が確保できないかということで、今、学校のほうと協議をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○副委員長（坂口勝彦君） よろしくお願ひします。

○委員長（西村和子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） なければ、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第60号、設計・施工契約の締結について、討論される方はいらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第60号、設計・施工契約の締結についての件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。ありがとうございました。

それでは、しばらく休憩いたします。20分に再開いたします。

—————・—————  
休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分  
—————・—————

○委員長（西村和子君） それでは会議を再開いたします。

所管事務報告、筑紫野市立二日市小学校校舎増改築事業についてを議題といたします。

それでは、執行部から説明をお願いいたします。課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） それでは、二日市小学校校舎増改築事業につきまして説

明いたします。事業概要やこれまでの取組等につきましての説明となります。また、本年3月の常任委員会でも一度説明しておりますので重複する部分があるかと思いますが、御容赦いただきたいと思います。

まず、1、事業概要については、学校施設の老朽化及び児童数の増加に伴う教室不足を改善し、教育環境の向上を図ることを目的に、教室棟1の増改築を行うものでございます。また、児童数の増加に伴い放課後児童クラブの入所希望人数が増加し保育室の不足が見込まれることから、校舎の増改築と併せて複合化を図るものでございます。

2、施設整備手法及び事業者の選定方法につきましては、設計施工分離発注方式による設計監理業務、公募型プロポーザル、工事、一般競争入札としております。

次に、設計監理業務委託契約の締結についてですが、1、業務内容につきましては、校舎新築工事、管理教室棟増築工事、管理教室棟改修工事、既存施設の解体工事、関連工事、什器・備品等の選定に係る基本設計・実施設計業務を行うものでございます。あわせまして、これら工事の全てに係る監理業務も同時に行ってまいります。

(2) 事業者選定方法につきましては、令和6年10月17日に開催されました第3回筑紫野市立二日市小学校校舎増改築事業設計監理業務委託プロポーザル審査委員会におきまして技術提案を行った5者の審査が行われ、最優秀者が選定されております。

契約の相手方は株式会社教育施設研究所福岡事務所となっております。契約金額は2億350万円でございます。履行期間は令和6年11月19日から令和10年3月31日までを予定しております。

次のページを御覧ください。

4番、イメージパースでございます。こちらは二日市小学校の南西方面上空からのパースになります。二小のグラウンドに面する2階建ての既存校舎を3階建てに建て替えを行うものでございます。

5、スケジュールにつきましては、御覧のように、令和6年度に基本設計、令和7年度に基本設計、実施設計、仮設校舎建設、それから令和8年度に仮設校舎供用開始、それから既設校舎解体、新校舎の建設工事、令和9年度に新校舎建設工事及び附帯工事、令和10年度に新校舎の供用開始を予定しているところでございます。

すみません、財源が抜けておりましたので、財源につきまして御説明申し上げます。財源につきましては、現段階ではまだ設計が終わっておりませんので総工費がまだ不明でございますが、債務負担行為を組ませていただいておりますので、それからの逆算の財源内

訳を御説明させていただこうと思います。

負担行為額満額を総事業費としますと、34億4,871万円に対し、国庫補助金が5億1,759万1,000円、残りの市単費が29億3,111万9,000円となります。総事業費における補助の割合につきましては15%となっております。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

質疑のある方はいらっしゃいませんか。原口委員。

○委員（原口政信君） ここは校舎を取り壊して新たに校舎を建てる。ここ10年はまだ児童数は増加で推移していきましようけど、やがて少子化でかなり少なくなってくるのが予想されます。そのときに現校舎のほかに代用できるような校舎づくりというのは……。

「学校環境と機能性・先進性を備えた学校づくり」とうたってあって、そういうのも含まれている気がしますが、せつかくこれだけの金額で造った校舎が余るような状況が必ず来るやに思っていますので、そのときに福祉施設、あるいはそれ以外の公共施設を中に入れたりという考え方で、特に天拝小学校あたりはそういう造りのような気が前々からしています。ロビーを広くしたりですね。そういった将来に向かった考え方も含めて、このプロポーザルの中に業者のほうは含んでいるのかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（西村和子君） 課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） 今、原口委員がおっしゃられた内容につきましては考えておまして、具体的に御説明申し上げますと、資料の3ページのイメージパースの上の部分をご覧いただければと思います。

アリーナ棟がございまして、一番手前側に3階建ての新校舎ができる計画になっております。その左側、管理教室棟というのがお分かりになりますでしょうか。今、職員室などが入っている建物でございますが、こちらの職員室等は新しい校舎のほうに移しまして、新校舎のほうで事務室、職員室、保健室等は運用していただくという形を現時点では考えております。それで管理教室棟が空きますので、こちらに放課後児童クラブを持ってきたいと考えておりますし、また、児童生徒が減った際には管理教室棟全体を、例えばですけど、地域で活用できる何かにするでありますとか、もしくは、それも必要ないということであれば、この管理教室棟は建築から四十数年建っておりますので、例えば20年後になりますと築60年を迎えます。大規模改修等が必要になってくる時期を迎えますので、大規模改修で数億円かけるのか、それとももしくはこれを解体して広場として使うのか、そう

いった活用ができるような将来を見越した配置計画とさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ほかにございますか。春口委員。

○委員（春口 茜君） 国庫からの15%というのは妥当なんですかね。大体そういうものなんですか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） これも二日市東小学校のときに申しあげましたように、改築する部分については国の交付金というのがございまして、3分の1です。それから新増築部分につきましては国の負担金というのがございまして、それが2分の1でございます。それとは別に学童については子ども・子育て支援交付金というのがございまして、こちらが12分の11でございます。

前2者につきましては、先ほど二日市東小学校でも申しあげましたように、補助金の上限額が設けられておりますので、その分でカットされる部分が多い。そのため、二日市東小学校と比べると補助の割合が低くなっています。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ほかにございますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） それでは、ありがとうございます。

では、課の入替えのためしばらく休憩いたします。ありがとうございます。

---

休憩 午前11時30分

再開 午前11時32分

---

○委員長（西村和子君） それでは、会議を再開いたします。

議案第61号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

まず、出席職員の紹介をお願いいたします。長澤部長。

○教育部長（長澤龍彦君） 所管が文化・スポーツ振興課に変わりましたので、出席しております職員が自己紹介いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 文化・スポーツ振興課の安樂です。どうぞよろしくお願いいたします。

○文化振興・図書館担当係長（前田大輔君） 文化振興・図書館担当係長の前田です。よろしくお願ひします。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） お願ひします。

○委員長（西村和子君） それでは、本件について、執行部から説明をお願ひいたします。課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 議案第61号、工事請負契約の締結について説明させていただきます。議案書43ページ、44ページ、補足内容説明書は55ページとなっております。

それでは、議案書にて説明をさせていただきたいと思ひます。議案書の43ページをお開きください。

本議案は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものとなります。

議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条につきましては、地方自治法第69条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とするとなっておりますので、今回、工事の契約が1億5,000万円を超えるため議案として上げさせていただいております。

それでは、工事概要となります。

今年の6月の文教福祉委員会におきまして筑紫野市文化会館の更新工事スケジュールについて御説明させていただきましたが、今回はその中の空調設備更新工事の件となります。工事名、文化会館空調設備更新工事。契約の方法、一般競争入札。契約金額、3億1,856万円。契約の相手方、住所、福岡市博多区堅粕3丁目14番7号、氏名、日本空調サービス株式会社九州支店、代表者、支店長田村充となっております。

次の44ページを御覧ください。

工事概要につきましては、吸収式冷温水発生機更新、冷却塔更新、ユニット型空気調和機器更新、空冷ヒートポンプパッケージ型空気調和機更新、全熱交換機更新、換気設備更新、自動制御設備更新、空調更新部の天井取替え、空調更新部の照明更新となっております。工事期間につきましては、議会議決を決定した翌日から令和8年の8月31日までとなっております。なお、入札参加者は日本空調サービス株式会社九州支店1者のみとなっております。

以上、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

今、執行部から説明をいただきましたが、質疑のある方はいらっしゃいませんか。

なかったら、さっきもお尋ねしたんですけど、この1者だったことの背景について説明をお願いできますか。

課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 今回は一般競争入札ということで、これを実は2回行っております。1回目は今年の7月9日に市ホームページで公開を実施しております。締切りを8月8日として約1か月の期間設けましたが入札申込みがなかったため、1回目は不調となっております。その後、入札参加資格を一部変更しております。変更内容につきましては、所在地の範囲を「県内本社または筑紫地区内支店」を「県内本社または支店」に変更し、2回目、令和6年の8月26日に市のホームページで公開を実施し、1者の申込みがっております。入札に関しては10月18日に行われているところでございます。

以上、説明を終わります。

○委員長（西村和子君） だから、1回目不調だったわけでしょう。2回目、やっと広げただからありました。その背景というのはどういうことでしょうかと。さっき技術者がいなかったからと学校校舎のところで説明いただいたんですけど、そういう背景はどのように考えられていますかとお尋ねしています。

課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 今回なかった点に関しては、やはり今、建築業界は人材不足ということが言われていますので、監理監督者が不足しているところがあると考えております。

○委員長（西村和子君） 分かりました。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） では、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

討論される方はいらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第61号、工事請負契約の締結について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 御異議なしと認めます。よって本件は全員一致で可決すべきものと決しました。ありがとうございました。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） ありがとうございます。

○委員長（西村和子君） しばらく休憩いたします。

—————・—————・—————  
休憩 午前11時38分

再開 午前11時39分  
—————・—————・—————

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

所管事務報告、ちくしの高年大学事業についてを議題といたします。

部長より職員の紹介をお願いいたします。

○教育部長（長澤龍彦君） 所管が生涯学習課に替わりましたので、出席職員が自己紹介いたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長（西村和子君） お願いします。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 生涯学習課長の檜木です。よろしくお願いします。

○生涯学習・青少年担当係長（野美山毅士君） 生涯学習課係長の野美山です。よろしくお願いします。

○委員長（西村和子君） それでは、執行部のほうから報告をお願いいたします。  
課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） それでは、ちくしの高年大学事業について説明を行います。資料のほうを御覧ください。

ちくしの高年大学事業について、まず目的です。60歳以上の市民を対象に、生涯を通じた生きがい、やりがいを見つけるための学習の機会と場を提供し、心身ともに健康で充実した学生生活を過ごすこと、培った経験を生かしボランティア活動や地域コミュニティづくりに積極的に参画することを目的として実施してまいりました。

こちらの課題といたしまして、定年退職後も働く高齢者が増加し、平日の日中開催のみ、4年間の受講を基本とする高齢者事業では社会のニーズを満たすことが難しくなっており

ます。それと、生涯にわたる学びの好循環を生み出すため、受講生の自主的な運営や活動をさらに進める必要がありますが、受講生が主体性を持って参画する学習支援の仕組みが十分に機能しておりません。

3番目に、このような課題を踏まえまして、今後の高年大学事業における学習内容や学習支援の在り方について、受講生の意見を聞きながら検討を進めてきました。令和6年度は教養講座の在り方を見直し、受講生がより幅広い分野から興味・関心のある講座を選択できるようにしております。

開講期間につきましては7月から12月、専門講座は、絵画、絵手紙、郷土史のうち1科目を受講し、計6回受講するということをしております。郷土史のみは5回となっております。教養講座を、先ほど説明したとおり、ちくしの文化講座事業（ちくしるキャンパス）を3回以上受講することにしております。受講生は23名、受講期間は4年間で修了、ただし1年ごとに修了証を交付し、最長4年間という方法で実施しております。

本年度の高年大学の受講生の意見として、まず、ちくしるキャンパスを受講した主な意見、感想を聞いております。様々な講座があり、自身の興味・関心がある講座を受講できるのがよい、筑紫野市のことや市の歴史のことができてよかった、楽しく学ぶことができ、知識を広げることができた、ちくしるキャンパスは様々な講座を受講できてよいが、高年大学と異なり年間を通じた連続講座がないため、仲間意識が弱まる気がする、講座の企画・運営に参加したいという意見がございました。

次のページに参りまして、高年大学についての主な意見、感想です。

4年間受講し卒業することになるが、引き続き受講できたらよい、郷土史を来年度も継続してほしい、友人もできて楽しく学ぶことができた、このような意見、感想をいただいております。

これらを踏まえまして、5番目、今後の高年大学事業について、これまでの課題を解決し、受講生の意見を踏まえて高年大学事業を見直し、令和7年度から以下のとおり実施したいと考えています。

基本的な考え方を示しております。人生100年時代を見据え、高齢者を含めた全ての人が世代を超えて互いに交流しながら、誰もが生涯を通じて学び、地域に参画し、豊かな知識・技術・経験を生かせる環境づくりを支援していくことが重要です。このようなことを考えまして、今年度、教養講座の代替事業として実施したちくしの文化講座事業（ちくしるキャンパス）について説明したいと思います。

ちくしるキャンパスは、ちくしの文化講座事業の一環として、令和6年度から新たに開催している講座カリキュラムの通称となります。従来の趣味・教養を中心とした内容にとどまらず、地域の人材育成等も視野に入れた講座を数多く用意しています。学んだ成果を自分以外の人や地域で活用し、世代を超えた交流など多様な人とのつながりによって、生きがい、やりがいを見つけ、誰もが生き生きと活動できる社会の構築や地域活性化を目的としております。

また、筑紫野市全域をキャンパス——大学に見立て、まちの人、こと、ものを学び、体験することによって地元の魅力を感じ、ふるさとへの愛着を深めることでウエルビーイングの実現を目指します。

別紙のほうに、令和6年度に実施しましたちくしの文化講座、ちくしるキャンパスのカリキュラム、39講座を掲載しております。このような取組を通じて高年大学事業の見直しの案を作成しておりますので、御説明いたします。

1 番目、4年間で修了という区切りを設けず、生涯にわたり学べる場とします。

2、高年大学事業をちくしの文化講座事業（ちくしるキャンパス）に統合することで、高年大学事業の内容も取り入れた、多世代が交流する生涯を通じた学びの場をつくります。

3、年間を通じた連続講座や受講生同士の交流の場を設け、学びを通じた幅広い世代の仲間づくりを支援していきます。

4、受講生が講座の企画・運営、講座を支援する役割を担う仕組みづくりを進め、地域を担う人材の育成を進めていきます。

このような内容で見直しをしたいと考えております。

以上、報告を終わります。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

今、説明いただきましたが、質疑のある方はどうぞ。春口委員。

○委員（春口 茜君） すばらしい事業だなと思いました。2点お伺いしたいのですが、周知方法と多世代が交流することに関しての具体策などありましたら御教示いただけたらと思います。

以上です。

○委員長（西村和子君） 課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） まず、周知方法につきましては、広報ちくしのでの周知のほか、ホームページ、またインスタグラムなどを使うのと同時に、今年度はこのような

パンフレットを作って周知をしております。このパンフレットをまた来年度も作成することにしておりまして、これを各団体などにも配布しまして周知を進めていきたいと思っております。

もう一点、多世代の交流につきましては、多世代が交流できるように運営についても市民の方に担っていただくように考えておりまして、運営する人の交流も含めて考えております。もう一つ、交流できるようなカリキュラムを設けまして、交流の時間を設けることで、ある年代だけに偏らず、いろんな世代の人が交流することで新しい学びを深めていくような取組で全体を運営していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

ほかにございませんか。副委員長。

○副委員長（坂口勝彦君） これは4年間で修了して、1年ごとに修了証を交付されるということで、最長4年間だったものが今回から修了に区切りを設けないということで、1年に1回ちゃんと修了証をもらうというのがずっと続くということによろしいんですかね。

○委員長（西村和子君） 課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 一応1年間ごとの学習の記録を取れるような仕組みをつくっていききたいと考えておりまして、その中で、ある程度の受講をされた方には何らかの修了した記念といえますか、しるしとなるものを発行したほうが学習意欲にもつながりますし、自分自身のモチベーションも上がる場所があります。そういった取組は今年も少し考えてやっておるところなので、継続してさらに考えていきたいと思っております。

以上です。

○副委員長（坂口勝彦君） よろしくお願ひします。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

ほかにございませんか。檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 受講生数が23名となっております。現在の参集状況といえますか、定員を上回るぐらいたくさん応募があるとか、集まり状況を教えてください。

○委員長（西村和子君） 課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） こちらの高年大学事業のほうは、令和2年度の募集をもって、一旦、コロナ禍ということもありまして新規募集を見合わせていたところ、現在は、体調が悪くなったとか高齢化ということでちょっと来ることが難しくなったということも

あり、高年大学として募集した人員の最終的な現在の受講生数が23名となっております。この中でもやはり高齢の方が多いので来られたり来られなかったりという場面がございましたし、また、主体的にいろんな講座を運営していくのがなかなか難しい状況もありましたので、見直しを検討したところです。

ただ、今回、教養講座を文化講座と一緒にする中で、中には、3回以上としていますけれども数多く受講されている方もいらっしゃいますので、さらに学びの意欲が高まった方もいらっしゃいます。

ちくしる講座の定員につきましても、募集の人員を上回るような講座がございましたので、そういった講座が増えていくことでちくしの文化講座事業自体も周知が広まって、事業自体が活性化していくものと考えております。

なので、現在においてこの23名というのはちくしの高年大学として申込みをされた方の人数となっております。

以上です。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。原口委員。

○委員（原口政信君） 課題の中に、受講生が主体性を持って参画する学習支援の仕組みが十分に機能していませんとありますけど、これをもうちょっと具体的に言ったらどういうことですか。要するに、生涯学習課におんぶにだっこで自分たちが大変ですよということですか。よく分かりません。受講生は自分たちのサークル運営は自分たちでやってください、しかし、役員のなり手がいないとか、率先して前に出てきてまとめてくださる方がいないとか、そういう具体的なことをちょっと教えてもらえませんか。

○委員長（西村和子君） 今のことは改善策も含めて説明していただけたらと思います。

どうぞ、課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） まず、目的のほうで、高年大学で培った経験を生かし、ボランティア活動や地域コミュニティづくりに積極的に参画するというのをうたっております、それができるような学びを高年大学の中でずっと培っていただくという前提がございました。

ただ、コロナ禍であったり、新規募集の際にも人数が減っていったことによって、自主的に大学を運営していくという、例えば、クラブ活動も以前はあったんですが、そういう活動を主体的に担っていただく人材が徐々に減っていったり、年齢が高齢化したことによって、地域に出かけてボランティア活動を高年大学の中でやっていたんですが、そこへの

積極的な参加者がどんどん減っていったという事情もございまして、本来の目的にある地域づくりへの人材育成がなかなか機能していなかったことを指してこのような記載をしております。

一つに大きいのは、個別の学習のほうになるべく集中したいという方が多い中で、高年大学の仕組みの中だけでは広く地域のほうに目を向けるというカリキュラムをこちらのほうで支援していくことが難しくなってくる状況がございまして。人数が少なくなったことと高齢化、特に60歳からすぐに高年大学に入る方がかなり少なくなりまして、現時点でも平均年齢が、差はありますが80歳ぐらいになってきているので、この事業だけで人材を地域に送り出していくのはちょっと難しくなっているというのがこちらの趣旨でございまして。

以上です。

○委員長（西村和子君） 原口委員。

○委員（原口政信君） よく分かりました。一時期は高年大学さんが手作り教室とかいってコミュニティの文化祭とかに積極的に参画されていましたが、外回りとか動きの部分ではかなり負担が来ているということなんでしょうね。いわゆる歴史講座とかの机上の勉強をしたい方が増えてきたということなんでしょうね。

ただ、この件も含めて、生涯学習課は地域コミュニティとの連携をかなり強く言われている時期ですから、上手にその辺を率先して動いていただくような工夫も併せてしないといけないと私は思っています。

確かに高齢者が多くなってきて車で移動されたりしていたから、そういうことも心配していたんですけど、もうちょっとカリキュラムをきちっと整理して、机上で歴史講座とか福祉講座とかいろんなことをしていくことがもうちょっと明確にできたらいい気がします。動きのほうでは無理が言えないから、その辺は今後とも高年大学の皆さんとしっかりお話をしていただいて、していけたらいいなと思います。答弁は要りません。

○委員長（西村和子君） 課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） すみません、先ほど委員長が言われた改善策が不足しておりましたので、先ほどの原口委員の話に付け足しますと、本年度の高年大学の受講生の中にもちくしるキャンパスを受講する中で講座の運営支援をずっとされた方がいらっしゃって、現在、23名のうち複数名の方が、来年度以降も同じような形で企画の運営・手伝いをしていきたいとおっしゃっています。そのような方がここで学ぶ中でまた地域のいろんな活動に関わっていただけるように、生涯学習課としても支援していくというのが

一つ今後の在り方だと考えております。

また、その支援の在り方も、高齢者だけではなくて、例えば、今まであまりアプローチできていなかったもうちょっと若い世代の方とか定年前の方とかも含めて、魅力のある講座を通じて生涯学習とか学び続けることに対する意欲をもうちょっと啓発して持っていたくことで、重点的に地域のことを知ってもらう講座の内容を通じて地域に対する愛着をそういった方になるべく持っていただくことで、地域に向けた夢を持っていただく機会を設けるきっかけづくりを今後さらに深めることで、地域づくりにも関わってきますし、今、言われているウエルビーイングの実現といったところにもつなげていくような取組を、また今年度以降、来年度に向けてやっていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。ほかにございませんか。

では、私のほうから。この参加費は今どのぐらいを設定されているのでしょうか。

課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 無料の講座もございますし、1回当たり510円の講座もございます。

○委員長（西村和子君） 1回ずつですか。

○生涯学習課長（檜木理恵君） はい。

○委員長（西村和子君） 分かりました。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 募集をやめて、検討期間を設けられて、本当に多方面からいろいろな知恵を絞って企画を考えられたということが感じられます。御苦労さまでした。ありがとうございます。

○生涯学習課長（檜木理恵君） ありがとうございます。

○委員長（西村和子君） では、しばらく休憩いたします。再開を13時としたいと思います。お疲れさまです。

————— . ————— . —————  
休憩 午前11時55分

再開 午後0時58分  
————— . ————— . —————

○委員長（西村和子君） それでは、定刻少し前ですが、おそろいのようなので会議を

再開したいと思います。

まず、傍聴の件を御報告いたします。一人多くなりまして、9名の議員が傍聴に出席していらっしゃいますので御報告します。

それでは、引き続き、所管事務報告に入ります。

スポーツ推進計画について、御報告をお願いしたいと思います。部長のほうから職員を紹介をお願いします。

○教育部長（長澤龍彦君） 午後の審査もどうぞよろしく願いいたします。

文化・スポーツ振興課の担当係長が替わりましたので、自己紹介をいたします。よろしく願いいたします。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 文化・スポーツ振興課長の安樂です。どうぞよろしく願いいたします。

○スポーツ企画担当係長（森田健太郎君） 文化・スポーツ振興課スポーツ企画担当係長の森田です。よろしく願いいたします。

○スポーツ施設担当係長（萩尾浩三君） スポーツ施設担当係長をしております萩尾です。どうぞよろしく願いいたします。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） よろしく願いします。

○委員長（西村和子君） それでは、説明をお願いします。

課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） それでは、自分のほうから報告させていただきます。文化・スポーツ振興課の資料1ページをお開きください。所管事務報告、スポーツ推進計画についてとなります。

2ページ目を御覧ください。初めに、スポーツ推進計画の策定スケジュールについてです。

当初、12月までに完成するスケジュールで進めておりましたが、スポーツ推進審議会での委員等から当初スケジュールでは期間が短く意見の反映が難しいとの意見がありまして、下の2、変更後のスケジュールで進めさせていただきたいと考えております。大きな変更点としましては、スポーツ推進審議会の回数を予定した3回から1回増やし4回にしております。今後の予定としましては、1月にパブリックコメント、2月に第4回スポーツ推進審議会を経て、教育委員会へスポーツ推進計画の答申、3月にこの文教福祉委員会で報告を行い、5月末完成に向けて進んでいきたいと考えております。

今回策定するスポーツ推進計画につきましては、スポーツ施設の在り方も含めた本市のスポーツ施策の中期的な方向性を定めるための計画であり、有識者などから構成されます。スポーツ推進審議会を3回、それから2回の総合教育会議、市役所内部の会議を経て、ようやく皆様に報告できるスポーツ推進計画案が出来上がりましたので、その報告となります。

それでは、内容に入っていきます。時間に限りがありますので、重要な点を中心に説明させていただきます。

5ページをお開きください。目次となります。

第1章が六つの項目から成る計画の概要、第2章が六つの項目から成る現状と課題、第3章が三つの項目から成る基本理念、第4章が六つの項目から成る具体的な施策の展開、第5章が二つの項目から成る計画の推進にあたってとなります。

以上、六つの章、23の項目で構成しております。

6ページを御覧ください。第1章、計画の概要についてとなります。この中で、1、計画の策定趣旨、2、まちづくりにおけるスポーツの有効性。8ページを御覧ください。3、計画の位置づけとして、この計画の最上位計画であります(1)第七次総合計画の記載。10ページをお開きください。(2)本市の主な関連計画の記載となっております。11ページを御覧ください。こちらが国の計画である(3)第3期スポーツ基本計画の概要の記載となっております。12ページを御覧ください。こちらが県の計画であります(4)福岡県スポーツ推進計画の概要の記載。

12ページ下段に4、計画の期間を記載しております。この計画については、令和11年度までの5年間としており、必要に応じて適宜必要な見直しを行うこととしております。

13ページを御覧ください。5、スポーツの定義。こちらについては、スポーツの定義として、心身の健全な発達等を図るための身体運動や、レクリエーションとして行われる身体運動やジョギング、ウォーキングなどといった気晴らし、楽しみを目的とした身体活動などをスポーツとして幅広い概念で捉えております。また、eスポーツにつきましては現時点で本計画のスポーツの範囲に含めません。今後、eスポーツの動向に注視しつつ、必要に応じて計画の見直しを検討することとしております。

13ページ下段に6、SDGsの取組の記載をしております。

14ページ御覧ください。第2章、現状と課題についてとなります。1、筑紫野市の地域特性、(1)筑紫野市の概要の記載。

15ページから（２）人口・世帯数の推移と将来展望の記載をしております。

18ページを御覧ください。２、スポーツ施設の現状、（１）スポーツ施設の配置図を記載しております。当市におけるスポーツ施設の配置図となっております。

次に、19ページを御覧ください。19ページから（２）市内のスポーツ施設の一覧と利用可能種類の記載をしております。

次に、21ページを御覧ください。21ページから（３）近隣市のスポーツ施設の状況を記載しております。

23ページを御覧ください。（４）スポーツ施設等の利用者数の推移について記載させていただきます。この中に各施設ごとの稼働率も記載させていただきます。

24ページを御覧ください。３、その他の資料としまして、（１）筑紫野市体育協会会員数の推移について、下段（２）筑紫野市の主なスポーツイベントの記載。25ページを御覧ください。（３）体育奨励助成金申請件数の推移についての記載。

16ページを御覧ください。16ページから、４、市民・学生アンケート調査の調査目的、調査の実施概要、調査結果の概要を記載しております。

ここで、幾つかアンケート結果について説明させていただきたいと思います。まず、次の27ページを御覧ください。

１、現在スポーツや運動をしているかの問いに対し、週１回以上のスポーツ等の実施頻度については61.1%になっており、市民の半数以上がスポーツ等を実施し、習慣化されていることが分かります。

次の28ページを御覧ください。下段になります。公共スポーツ施設に改善してほしいこととの問いに対し、特にないが23.2%、次いで、設備、空き状況の確認や予約の方法が同率で17%、駐車場の広さが9.5%となっております。

次に29ページ下段を御覧ください。

６、公共スポーツ施設に望むことの問いに対し、誰もが気軽にスポーツができる広場をつくってほしいが20.7%と最も高く、次いで、気軽に利用できる施設をつくってほしいが19.1%、高齢者、障がい者、子どもが使いやすい施設をつくってほしいが14.2%、それから災害時の防災拠点にもなる施設をつくってほしいが14%となっております。

30ページを御覧ください。上段になります。７、新たな公共スポーツ施設の必要性の問いに対し、市民のうち63.6%が新たな公共施設の建設の必要性を感じております。

下段、８、新たに整備することが必要な公共施設についての問いに対し、体育館が

21.4%と最も高く、次いで、屋内プール20.1%、ウォーキング・ランニングコースが18.1%、グラウンドが8.3%となっております。

31ページを御覧ください。上段、9となります。市民が1年間に行ったスポーツや運動は、ウォーキングやランニング、筋トレなど個人でできるものが多いこと、大きな施設等が必要のないものが84%であり、体育館や専用施設で行うスポーツ等は13%となっております。

また、下段の今後行ってみたいスポーツや運動は、ウォーキング、ランニング、筋トレなど個人でできるものが50%であり、卓球、バドミントン、野球など体育施設や専用施設が必要な種目が42%と、現在行っているスポーツとしてみたいスポーツとは割合が大幅に異なることが分かります。

39ページをお願いします。39ページからは、5、関係団体のヒアリングの調査目的、実施概要、調査したスポーツ関連の団体を記載しています。ここでもアンケート結果について説明させていただきたいと思います。40ページを御覧ください。

1、指導者の育成、派遣体制についての充足度の問いに対し、あまり感じないが44%と最も高く、次いで、やや感じるが32%、感じないが16%となっております。

41ページを御覧ください。上段、3、新たな公共スポーツ施設の必要性については、92%が新たな公共スポーツ施設の必要性を感じています。下段、4、新たに整備することが必要な公共施設の問いに対し、体育館が30%と最も高く、次いで、屋内プールが20%、武道場が10%、グラウンドが8%となっております。

42ページを御覧ください。6、現状とアンケートから見えてきたこととなります。こちらが本市のスポーツ施設の現状、アンケート結果から導き出した大きな課題となっております。

初めにスポーツの実施状況です。丸ポチ、週1以上のスポーツの実施頻度は61.1%であり、第七次筑紫野市総合計画の目標値65%には達していない。

次に、スポーツ施設・環境についてです。丸ポチ、市内スポーツ施設は建築後20年以上経過しており、特に農業者トレーニングセンターは建築後42年が経過し、10年以内に大規模改修が必要である。

丸ポチ、スポーツ施設の整備状況を比較すると、本市にはプールなどがなく、屋内体育施設である農業者トレーニングセンターにおいては空調設備がなく、観客席も少ない。

次の丸ポチ、小中学校施設の利用状況については、約13万人と高い水準で推移していま

す。一方、有識者等から施設の有料化について指摘があります。

次の丸ポチ、既存のスポーツ施設を利用したことがある人が改善してほしいと挙げているのは、更衣室、シャワー室等の設備が17%、空き状況の確認、それから予約の方法が17%となっており、利用者の利便性につながる設備や予約方法への改善要望がある。

次の丸ポチ、新たなスポーツ施設を必要と感じている人は63.6%、スポーツ関係団体では92%が必要であると。

次の丸ポチ、もっとスポーツや運動をするための条件として、身近にスポーツ施設や運動できる場所が欲しいが一番に上がっている。

次の丸ポチ、財政面では、社会保障関係費の増加や公共施設の改修、更新に係る財政需要の増大など厳しい財政運営が見込まれる中、スポーツ施設についても整備や維持管理に際し、財政負担が見込まれる。

次に、スポーツに関わるボランティアの活動。

丸ポチ、スポーツに関わるボランティア活動をしたことはないが81.1%であり、スポーツボランティア活動への参加率は低い。

次の丸ポチ、スポーツボランティア活動に参加希望がある人は、短時間でできる活動が20%、難しくない活動17.8%、機会があれば17%を条件としており、活動の条件次第でスポーツボランティアの参加上昇の可能性はある。

43ページを御覧ください。次に、部活動の地域移行についてとなります。

丸ポチ、部活動の地域移行を知っている人でも、部活動が地域移行される場合の指導に関わりたくないが73.6%であり、指導者の確保が課題となっています。

次の丸ポチ、部活動の地域移行を知っている人は、けがやトラブルの対応が30%、保護者の経済的負担が27.1%、課題であると考えております。

次に、生涯スポーツの推進。

丸ポチ、筑紫野市体育協会の会員数は、平成30年の6,128人をピークに減少傾向が見られ、令和6年は5,029人となっている。

次の丸ポチ、スポーツをしなかった人は、これからスポーツや運動を行う目的として、健康づくり20.2%、運動不足を感じるため16.9%を上げ、スポーツは健康増進の一つに上げられています。

次の丸ポチ、参加してみたいスポーツイベント等については、学生から、家族や友達と参加できるイベント24.8%、プロスポーツ選手から指導を受けられるイベント20.3%、こ

のような声が上がっております。

次に、指導者育成、派遣体制について。

丸ポチ、スポーツ関係団体からはスポーツ指導者の育成、派遣体制が整っているかとの問いに対し、あまり感じないが44%、感じないが16%となっており、スポーツ指導者の育成、派遣体制の強化が必要である。

次に、全国クラスのアスリートの存在。

丸ポチ、体育奨励助成金申請数は、平成25年度が60件であったが、コロナ禍は例外として、令和5年度が115件と増加しています。一方、有識者等から助成額や助成に対する大会の種別等について指摘がっております。

以上が、本市のスポーツ施設の現状、アンケート結果などから導き出した課題となります。

次に、44ページを御覧ください。

第3章、基本理念、1、基本理念。基本理念については、スポーツ推進計画の最上位計画であります第七次筑紫野市総合計画で掲げている目標、「豊かな心と絆を育むスポーツの振興」としております。

2、基本目標については、アンケートや国、県の計画を踏まえ、記載のとおり六つの基本目標を挙げております。

45ページを御覧ください。3、施策体系となります。記載のとおり、基本目標六つに対し、その下の項目、26の項目としております。

次に、46ページを御覧ください。第4章、具体的な施策の展開。ここからが本市のスポーツを推進するに当たり、具体的に何を行っていくのか、この計画が特に大事な箇所となっております。この計画が絵に描いた餅にならないよう、可能な限り具体的にできるように記載をしております。

この計画のハード面であります基本目標1、スポーツ施設の充実・環境の整備、(1)スポーツ施設の計画的な整備についてです。3つ目の丸ポチからとなります。

丸ポチ、新たなスポーツ施設の整備については、次の理由により総合体育館の整備を優先的に検討することとしています。

①市民アンケートにおいて、新たなスポーツ施設として総合体育館を望む声が大きかったこと、また、市民が今後やってみたいスポーツでは、卓球やバレー、バドミントン、バスケットボールなどの体育館でのスポーツの割合が高かったこと。

②建設から40年を経過した農業者トレーニングセンターの大規模改修が10年以内に必要であり、多額の工事費が見込まれていること、さらに隣接する勤労青少年ホームの大規模改修もあることから、本市の総合体育館の在り方を総合的に検討する必要があること。

③本市の総合体育館である農業者トレーニングセンターは、近隣市の総合体育館と比較しても狭く、観客席や冷暖房等の設備についても課題があること。

④大地震等の大規模災害時の避難所の拠点施設としての機能が期待されること。なお、新たな体育館設備の検討に際しては、その必要性も含め、現施設の課題整理や施設の整備を進める場合には場所や規模、事業費、事業手法などの検討が必要となるため、スポーツ施設整備基本構想の策定に取り組むこと。

次の丸ポチとなります。その他のスポーツ施設の整備については、市民ニーズ、費用対効果を踏まえ、必要に応じて検討すること。

スポーツ施設の計画の整備については以上の表記としております。

次に、(2) 既存スポーツの施設・設備の改修についてとなります。次の47ページを御覧ください。

一番上の丸ポチ、大規模改修等の時期に合わせて、各施設の利用状況等を踏まえ、その施設の利活用方法を再検討するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。また、市民が快適に施設を利用することができるように、更衣室、シャワー等の設備の整備を検討します。

次の丸ポチ、小中学校体育館での空調設備の整備をはじめとする、市内のスポーツ施設での熱中症対策を検討すること。こちらに関しましては、御存じのとおり、今年度、異常気象による近年の気温上昇に伴い、環境省が発表しております熱中症警戒アラートが福岡県で過去最多の57回を記録したこともありまして、利用者の安全を確保する観点から記載しております。

次に、(3) スポーツ施設の利便性の向上についてです。

3番目の丸ポチ、現在無料のスポーツ施設や小中学校体育施設については、受益者負担の観点から施設利用料を徴収し、スポーツ施設の利便性につながる整備を検討します。こちらについては他市町村の状況、それから、今後、小中学校の体育館の空調設備の導入を検討するに当たり、施設利用料を徴収する必要があると考えておりますので記載しております。

次に、48ページを御覧ください。基本目標の2、指導者・ボランティアの育成。これ以

降はソフト面の内容となっていきます。

本市のスポーツ振興につきましては、約5,000人の会員を抱えます筑紫野市体育協会との連携・協力が必要不可欠と考えておりますので、特に体育協会との連携・協力を記載しております。

基本目標2、指導者・ボランティアの育成について。

(1) スポーツ指導者の育成の中で、指導者の発掘、指導者研修の充実、指導者資格取得について記載しております。資格取得の支援につきましては、また後ほど部活動の地域移行の件でちょっとお話をさせていただきたいと思っています。

(2) スポーツボランティアの育成。こちらについては49ページを御覧ください。

②スポーツボランティアの育成。丸ポチ、スポーツボランティアを希望する市民がスムーズに活動できるよう、体育協会をはじめとする関係団体と連携、協議しながら人材発掘、活動場所の提供につながる仕組みづくりを検討します。現在、スポーツボランティアの把握、それから活動場所につながる仕組みがないことから、仕組みづくりの検討を記載しているところでございます。

(3) にスポーツ推進委員の育成、(4) にスポーツ団体等への働きかけを記載しております。

50ページを御覧ください。基本目標3、生涯スポーツの推進について。こちらについては、年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、全ての人がスポーツを楽しめることが重要と考えておりますので、イベントの充実、障がい者スポーツ、高齢者スポーツなどについて記載をしております。

(1) にスポーツイベントの充実、(2) にニュースポーツの普及を記載しております。

次に、51ページを御覧ください。(3) に気軽に参加できるスポーツイベント、(4) に初心者向けのスポーツ、それから(5) に障がい者スポーツの推進を記載しております。

次に、52ページを御覧ください。(6) に高齢者スポーツ活動の推進、それから(7) 体育協会や地域スポーツ団体との連携、協力。

①体育協会との連携、協力。丸ポチ、市のスポーツ振興に大きく寄与し、各種競技団体を抱え、多くの市民が所属している体育協会の組織及び活動が充実するよう、継続して連携、協力を行います。また、補助金を通じて、体育協会の活動が、会員増を含めたさらなるスポーツ振興となるよう、必要に応じて協議を行います。

次の丸ポチ、体育協会の活動や方針を定める理事会等に市職員が参加し、市の方針との

整合性を確認するとともに、指定管理事業をはじめとする体育協会の活動がさらなるスポーツ振興に結びつくよう働きかけます。体育協会への市の関与については限定的なものとなりますが、市の補助金事業や指定管理の成果が上がらない場合には、その原因の協議をはじめ、実施内容を含めて協議を行うこと、体育協会の取組と市の方針や方向性との整合性を取るため、偶数月に開催されます理事会へ市の職員が参加することとしております。

53ページを御覧ください。

(8) スポーツを通じた健康づくり、(9) 大学や高校等との連携、(10) スポーツ情報の発信、(11) 新たなスポーツについて。こちらについては、新たなスポーツの研究として、オリンピック種目となったように、若い世代を中心に、BMX、スケートボード、ブレイキンなどのアーバンスポーツが注目されています。新たなスポーツの取組が広がりつつあることから、情報収集を行い、必要に応じて支援の在り方を検討する旨を記載しております。

次に、54ページを御覧ください。4、子どものスポーツの充実についてです。

(1) 子どものスポーツの推進、(2) 親子スポーツ活動の推進、(3) 中学校部活動の地域移行の推進。こちらの中で、①中学校部活動指導員体制の構築。次の55ページを御覧ください。②部活指導員の育成、③指導者資格取得の支援。こちらについては、中学時代を含むジュニアユース期のスポーツ活動で指導者が配慮すべきことを学ぶ日本スポーツ協会の公認スタートコーチ、ジュニアユースの資格取得に関する支援を検討していきたいと考えております。それから次に④運動部活動の支援。

以上、中学校部活動の地域移行の推進についてお話ししました。こちらについては学校教育課にて部活動地域移行検討会議が立ち上げられ話が進められていますので、しっかりと学校教育課と連携を行い、進めてまいりたいと考えております。

次に、56ページを御覧ください。基本目標5、スポーツによる地域活性化。

(1) 地域コミュニティの活性化、(2) フレンドリータウンチームとの連携、(3) スポーツ生かした観光、地域経済活性化を記載しております。

次の57ページを御覧ください。基本目標6、アスリートの育成・支援の中に(1) 筑紫野市ゆかりのアスリートへの支援、(2) 全国大会等出場への支援を記載しております。

次に58ページを御覧ください。

第5章、計画の推進に当たって。1、関係機関等との協力・連携。本計画を推進するに当たっては、市教育委員会及び市の関係各課、体育協会をはじめとした市内のスポーツ関

係団体が、スポーツのもたらす様々な効果を十分に認識し、互いに協力、連携しながら本計画の取組を実施することとしています。

2、計画の進捗管理。本計画の施策の進捗状況及び第七次筑紫野市総合計画の施策4に掲げる目標値の達成度を確認するため、筑紫野市スポーツ推進審議会において定期的に報告・検証することとし、必要に応じて市民ニーズを把握し、事業の見直しを行うことを検討します、としています。

次に、59ページを御覧ください。ここから資料編としまして、1、筑紫野市スポーツ推進計画策定経過です。こちらについてはスポーツ推進審議会を4回開く予定となっておりますので、その会議日程等を記載する予定となっております。

次に、60ページを御覧ください。筑紫野市スポーツ推進審議会委員名簿をつけさせていただいております。委員につきましては、学識経験者として大学の准教授2名、それからその他本市のスポーツ振興に欠かせない方に委員として計画策定に携わっていただいております。

次に、61ページを御覧ください。3、筑紫野市スポーツ推進審議会条例・規則を記載しております。

次に、64ページを御覧ください。4、本計画の文言で注釈が必要な文言の用語集を記載しております。

以上、駆け足となりましたけれども、スポーツ推進計画案について報告させていただきました。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

質疑のある方はいらっしゃいませんか。吉村委員。

○委員（吉村陽一君） 御説明ありがとうございます。この推進計画がつくられるまでいろいろヒアリングなどをされていると思うんですけども、各競技団体であるとか体育協会のほうなどから何か御意見とか、ここに載っていること以外に上がってきているものがあるのかと、あと、「現状とアンケートから見えてきたこと」のところの聞き取りは、39ページにある筑紫野市のスポーツ関係団体一覧だけに行ったのかどうかをちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（西村和子君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（安楽鉄平君） この計画の体育協会等の意見についてなんですけれども、まずは39ページにあります関係団体のヒアリングのほうでさせていただいた

ということが1点です。それから、スポーツ推進審議会委員の中に、本市のスポーツに関わる委員、体育協会を含めた委員がいらっしゃるので、審議会の中で意見をいただき、この計画案となっております。基本的にその中でいただいた意見を委員の皆様で審査して、この計画を策定したという経過となっております。

以上になります。

○委員長（西村和子君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） 幾つか御質問させていただきます。

アンケート調査の結果で、年齢の内訳がもし分かれば教えていただきたいのと、46ページの課題で「天拝山や宝満山の地域資源を生かした取組について」と書いてあるところなんですが、ぜひスポーツだけではなく歴史と文化の融合についても検討していただきたいと思っています。

それと、46ページの最後から5行目の「費用対効果」をどんなふうに出されるのかというのと、47ページに「受益者負担の観点から、施設利用料を徴収」と書いてあるんですが、市外の方との区別をするのかというのがあります。

あと、ここでは載っていないんですけども、スポーツ施設が新たにできた場合の運営とか管理者が誰なのか、用地は現段階で考えていらっしゃるのか、財源はどうされるのか。

あと、プールのニーズが次に高かったと思うんですけど、誰でもできるスポーツということで、プールは負担も少ないので必要だと思うのですが、管理をしておかないとすごく赤字に貢献すると思っていますので、その辺に関して留意すべきこととかが今の段階でもし何かあれば教えてください。

また、新しいスポーツで、スケートボードとブレイクダンスというのは必要に応じて支援しますと書かれていたんですが、最近は本当に結構ニーズの高いスポーツになっていると思うので、そういった場所ができるのか。春日にはあると思うんですけども、筑紫野でもそういった施設について検討されているのか、すみません、ちょっと多いですがお願いいたします。

○委員長（西村和子君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） まず、アンケートの年代については、今、調べますのでお待ちください。

それから次に、46ページのウォーキングや登山などの自然を生かした取組を検討している中で、そこに歴史と文化も取り入れたらどうかということですね。こちらに関しては、

56ページの（3）に①観光資源を活用したスポーツ活動の実施ということがあります。こちらでスポーツ振興と観光活性化を目指すため、天拝山をはじめとした由緒ある名所・旧跡を起点としたウオーキングコースやマラソンコースを体育協会と一緒に作成して、そのコースをホームページに記載するといった取組を考えているところでございます。

それから次に、46ページの費用対効果の意味です。スポーツ施設に関しては、様々な要望がありまして、もちろんより多くの施設を整備することが理想だとは思っておりますけれども、やはり財源の問題があり、財政面の負担が大きいところから、まずは総合体育館を優先的に整備したいということがあります。

それとは別に、その他のスポーツ施設についても市民ニーズの状況や費用対効果——実際にその施設はどれくらいかかるのか、そこに関しては建設費だけではなくてコストランニングも含めて必要に応じて検討したいと考えているところでございます。

それから利用料金は、47ページ、（3）スポーツ施設の利便性の向上の上から三つですね。市内の方と市外の方の料金に差があるのかということですが、まず、学校開放については基本的に条件がありまして、また後で報告があるのでその中で説明したいと思っておりますけれども、一定数筑紫野市民がいないと使えないことになっています。

休憩いいですか。

○委員長（西村和子君） しばらく休憩します。

————— . ————— . —————  
休憩 午後 1 時35分

再開 午後 1 時35分  
————— . ————— . —————

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 現在も学校以外のその他施設に関しましては市内料金と市外料金の設定をしておりますので、今後、そういったところも含めて検討していきたいと思っております。

それから次に、建てた後の運営管理の方法でよろしいですかね。

こちらに関しましては、46ページに書いてある、場所や規模、事業費や事業手法などになってくると思います。運営管理に関しては指定管理も当然視野に入れたいと考えているところでございます。

次に、プールのニーズでよろしいですかね。こちらに関しては、先ほども説明したんですけども、まずは総合体育館を優先的に整備したいということがあります。その他のプールを含めた施設に関しましては、市民ニーズ、それから費用対効果を踏まえて必要に応じて検討したいと考えているところでございます。

それから、アーバンスポーツについては、53ページ、新たなスポーツ施設ということで書いております。こちらに関しても今後の状況を注視する必要があると思っています。今、いろんな団体から施設を造ってもらいたいということがありますので、もちろん新たな施設を建てるという話になると、その後ろにいる協会でありますとか、どれだけの人がいるのかといったところも見定めないといけないと思いますので、そこら辺を見ながら考えていきたいと思っています。

繰り返しになるんですけども、まずは優先的に総合体育館を検討したいと考えております。

○委員（春口 茜君） 聞き漏れている部分で、用地と財源について今の段階で。

○委員長（西村和子君） 補足ね。補足というか、答えていないということね。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 用地と財源についてです。

現在のところ、まだ用地に関しては何も決まっていないというのが現状であります。今から体育館を新たに整備していくということとなれば、その必要性も含めまして、スポーツ施設整備基本構想の策定に取りかかってまいりますので、その中でしっかりと検討させていただきたいと思っています。

○委員長（西村和子君） 終わりですか。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） アンケートの年齢層がありますね。お待ちください。

すみません。時間がかかりますので、その質問は後での回答でもよろしいでしょうか。

○委員長（西村和子君） では、ほかにございせんか。原口委員。

○委員（原口政信君） お疲れさまでございます。2回読ませていただきましたけど、10人の審議員の皆さんとスポーツ振興課の皆さんとコミュニティとかいろんなところに協力をいただいてこれが出来上がったんだろうと思います。私はこれそのものはよくできていると思っています。ただ、ちょっと春口委員の質問と絡むかもしれませんが、安樂課長が飛ばし飛ばし説明してくれたスポーツ施設の計画的な整備のところだけは全文読み上げたということで、ここだけ質問してほしいのかと思ひまして。

体育施設等の問題をずっと言われてきていますが、併せて、こういった計画と同時にいわゆる整備計画のスケジュールとかは立ててないのかなと、具体的な場所とかもあるのではないかと推測したり、いろんなことを考えてしまうんですけど。こういった施設は今度は数十億、50億以上は間違いなくかかりますので、そうやって急にこの審議会を経て、その後に先ほど言ったように順序を踏んでしていくということなのか、既に並行して水面下でそういった形で進めているのか、そこははっきり言ってもらっておかないとですね。

今度のような大きな施設になりますと、多分、議会のほうもそれ相応の対応をしていかなければいけないと思いますので、その前にきちっとその辺を聞いた上で、今後、3月以降になるかもしれませんが、そういったことを計画されているかどうかをまずちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（西村和子君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） まず、策定スケジュールについては、今後の新たな体育館整備についてということで、今、スポーツ推進計画を策定しておりまして、市としましてはまずはそれを策定することが第1の目標だと思っております。新たな総合体育館の整備を進める場合には、先ほどの繰り返しになりますけども、その必要性も含めて現施設の課題整理、それから、場所、規模、事業費、事業手法などについて検討を行うため、関係機関と調整して、また、スポーツ推進審議会にも図る必要があると思っております。

スポーツ施設整備基本構想の策定については今後取り組んでいきたいと思っているところですけども、スケジュールについては、今後、スポーツ推進審議会等でも検討されますし、先ほど原口議員が言われましたとおり、かなり大きな額が動く話でありますので、その進捗状況に合わせてしっかりと議会のほうに説明・報告をさせていただきたいと考えております。

○委員長（西村和子君） 原口委員。

○委員（原口政信君） そういうことですね。今現在はそういう動きはまだないけどもということだろうと思います。

ちょっと部長に尋ねますけど、今回、そういった大きな事業となりますと、議会のほうも、利便性を含めてそこが適切な地域なのか、あるいは予算上の問題等々含めて議会のほうでもしっかりと精査しないといけないと思いますので、そういう方向になったら議会のほうにも即座に知らせていただけますか。

○委員長（西村和子君） 部長。

○教育部長（長澤龍彦君） 今、安樂課長が説明したとおりでございますが、まず、計画策定後に総合体育館の整備について優先的に検討するという内容で整理がされていますので、これが正式に決定しましたら直ちにその必要性について検討するという流れになってまいります。その必要性を検討するに当たっては、先ほど言いましたスポーツ施設整備基本構想を策定する中で検討していくことになります。その検討する内容等については大きな財源等を伴うことになりますので、議会のほうにもしっかりと御報告等しながら、議会の意見等も聞きながらやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ほかにはありませんか。坂口副委員長。

○副委員長（坂口勝彦君） 64ページ、用語集の3番目のeスポーツ、「「エレクトロニック・スポーツ」の略で、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり」というところですけど、先ほど課長の説明にもありました、ちょっと前のほうになるんですけど、13ページです。13ページのスポーツの定義のところ、「なお、eスポーツについては、現時点で本計画のスポーツの範囲には含めていませんが」ということで、「今後はeスポーツの動向に注視しつつ、必要に応じて計画の見直しを検討します」とここには書いてあります。

このeスポーツに関してちょっと話を聞く機会がありまして、いろいろとお伺いをしたところ、eスポーツに関しては、今、世界的に注目を集めているスポーツということで、ほかの自治体で取り入れて成功した事例もお聞きしました。メリットとしては、スポーツに限らず、観光や教育、医療、福祉、また産業、ビジネス、最終的には市のブランディング等といった話がありました。

今回、3か月間延長ということである程度の話は決まったんでしょうけれども、ここの必要に応じての計画の見直しのところの検討の部分で、もうちょっと濃く、深く、eスポーツに関して調査研究をしていただきたいと感じておりますので、そこら辺に関してちょっとお聞きしたいと思います。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 休憩をお願いします。

○委員長（西村和子君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後1時47分

再開 午後1時47分

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） eスポーツについてはかなり審議会の中でも議論になりました。eスポーツがスポーツなのかどうかということでかなり議論になっております。

今回、この文言を使わせていただいております、これは福岡県のスポーツ推進計画に關しても同様な記載となっております。なので、まずは県の動向を見ていきたいということ、それから、eスポーツ自体を、例えば、学校のクラブといったものの状況なども見定めながらと考えているところでございます。

○副委員長（坂口勝彦君） ぜひ考えてください。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 先ほど、今は計画策定を第一に考えている、策定後に整備の必要性の検討で基本構想等を検討していく、その中で規模や財政、財政規模といったものも考えていくということでございました。その中には市単独事業とかいろんな交付金、補助金を取るという方法も当然出てまいりますけども、いわゆるPPPやPFIといったものもその中で検討がなされるといったことでよろしいでしょうか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 檜木議員がおっしゃったとおり、PPP、PFIの検討は非常に重要なことだと思っております。近年の体育館の整備について他都市を見ますとその検討を行っているところがありますので、本市においてもそれに関しては行うべきと考えているところです。

そこで、46ページの中に書いています④のなお書きのところです。「新たな体育館整備の検討に際しては、その必要性も含め、現施設の課題整理や施設の整備をする場合には場所や規模、事業費や事業手法」、実はここがそういった意味合いになっているところでございます。

以上になります。

○委員長（西村和子君） 檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 了解いたしました。

続きまして、計画策定がなされておりますけれども、人口減少がもう間近に迫っておりますことがはっきりしております。そうなってきますと、スポーツの競技人口、スポーツ人口というのやはり減少していくことが予想されます。そうなりますと、当然、現在の施設の統廃合や廃止、縮小、そういったものも片や必要になってくると思っております。そういったことは審議会の中で議論がなされておるのかどうか、この計画書に入っているのかどうか。

それと、もう一点でございますが、最近、市のほうでアビスパ福岡とフレンドリータウン協定書を締結されてございます。お互いに応援していこうという内容だったと思っておりますけれども、そのほかプロスポーツチームの誘致などソフト面について考えていらっしゃるかどうかをお尋ねをいたします。

以上です。

○委員長（西村和子君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） これから人口が減少する中で、そこら辺の話があったかですけれども、施設の統廃合の話に関しては、実際にこの計画には書かれていません。

ただ、計画の中で、47ページの一番上の丸ポチ、「大規模改修等の時期に合わせて、各施設の利用状況等を踏まえ施設の利活用方法を再検討する」という記載をさせていただいているところでございます。利活用方法について、その施設がそのままがいいのかどうかも含めて検討させていただきたいということでございます。

それから、アビスパ等のフレンドリータウンに伴ってということですね。

休憩をお願いします。

○委員長（西村和子君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後 1 時52分

再開 午後 1 時52分

---

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） プロスポーツチームであるアビスパやライジングゼファーとの連携については、56ページに書かせていただいております。筑紫野市応

援デーの開催、それから各種イベントの開催について書かせていただいております。

アビスパの応援デーに関しましては、今年初めて行わせてもらいました。それからライジングゼファーとも提携を結びましたので、これについては、現在、3月8日に応援デーの開催を検討しているところでございます。こちらに関してはライジングゼファーと、日程調整を行っているところでございますので、決まり次第、皆さんにお知らせしたいと思います。

それから、それ以外としてもプロのチームから指導を受けられるような教室といったことも企画しておりますので、そういったところで連携を今後とも深めていきたいと考えています。

○委員長（西村和子君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） 年代のほうはまだですかね。じゃあ、お伺いしてから。

○委員長（西村和子君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） お待たせしました。アンケートの年齢に関してです。

75歳以上が19.9%で最も高くなっております。次いで70歳から74歳以上が12.3%、それから60から69歳以上が11.9%、60歳から64歳が9.8%、50歳から54歳が8.3%、45歳から49歳が7.8%となっております。それから性別については男性が43.2%で女性が54.5%ですね。アンケートの性別、年齢は以上の構成となっております。

○委員長（西村和子君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） すみません。最後は49歳までですかね。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） そうですね。

○委員（春口 茜君） 18歳から49歳まで。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） すみません、まだあります。

40歳から44歳が6.8%、それから35歳から39歳が6.2%、30から34が3.7%、25歳から29歳が2.7%、20歳から24歳が2.8%、18歳から19歳が1.4%です。

以上となります。

○委員長（西村和子君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） 若い世代についてのアンケート率が低い。3,000人の二、三%ということで、答えている方が少ないので反映されていないかと思うんですが、私が聞くところによると、小さい子どもから小学生までの子どもを遊ばせる場所がないという意見が

すごく多くて、さきの文教福祉委員会の報告会でも上がってきました。子育て世代だったり未就学児から小学生までの意見を反映させるために、その世代の意見を聞く機会がパブコメの際にあればなと思っております。

もし検討の余地があるのであれば、例えば、総合体育館を優先するとされていたと思うんですけども、その前に小さい子どもが遊べる滑り台だったりとか公園、例えば、北九州子どもの館といった場所があるんですけど、そういった無料で子どもが遊べるような場所が併設されているといいかと思えます。意見です。

○委員長（西村和子君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（安楽鉄平君） まず、パブコメに関してなんですけど、パブコメに関してはこの計画自体についてどうかを聞くこととなりますので、またそこで新たな意見聴取というのは考えていないということが1点。

それから、総合体育館を建てた後にそういった施設という話ですね。そちらに関しては、今後、基本構想をつくっていきますので、その中で多分いろんな要望があると思えます。その中でどれを取捨選択するかに関しては、スポーツ推進審議会、また関係団体の意見を聞きながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

○委員長（西村和子君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） 誰もがスポーツできる場所として掲げているのであれば、若い世代の場所も必要かと思えますので、ぜひよろしく願いいたします。

○委員長（西村和子君） ほかにありませんか。

そしたら、すみません、私のほうから。計画そのものというか、体育協会というのはスポーツ庁が発足した時点で全国体育協会がスポーツ協会に名称変更してからばっと全国的にスポーツ協会に名称を変更しているんだけど、筑紫野市はずっと体育協会のままだけどうだろうかという意見が聞かれます。その辺がどうなのかということと、総合型地域スポーツクラブをスポーツ庁が推奨していますけれど、筑紫野市では具体的にどのように組織されているのか、活動されているのかということと、現状とこれからについての位置づけとか、どうなっているのかをお願いします。

課長。

○文化・スポーツ振興課長（安楽鉄平君） まず、体育協会の名称の件に関してなんですけども、体育協会は市とは全く別の団体ですので、名称に関してはうちのほうから言いにくいところがあるんですけども、ただ、聞いておりますのが、今、動きとして体育協会

さんのほうでも、今、スポーツ協会へ名称を変更しようという議論がなされていると聞いております。実際に名称を変えるという話になるといろいろと変えないといけないものがある。定款であつたり体協旗も変えないといけなくて、そこについて、今、議論がなされておりますので、来年度の総会の中で決まっていくのではないかという情報をつかんでいくところでございます。

次に、総合型スポーツクラブに関してですが、60ページを御覧いただいてよろしいでしょうか。こちらの下から3番目、NPO法人のカミーリア筑紫野スポーツクラブ、こちらが筑紫野市にある総合型スポーツクラブとなっております。その方にも委員さんになってもらっていますけども、この団体がサッカー、それからバトミントン、グラウンドゴルフを行っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） それと、この計画策定前は30年前にあったと聞いていますけど、その間なかったのかということで、新しく策定されるわけですけど、一言で言うならスポーツ振興を通してどういうことを描いていると言えますか。

課長、お願いします。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） まずはやはり市民の健康、こちらが第1だと思っています。一言じゃなくてもいいですか。

○委員長（西村和子君） はい。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） それ以外にもスポーツが与える影響というのが非常に大きいと感じています。実際、自分が異動してきて今までいろんな大会を見せていただきました。天拝山ロードレース、それから県民スポーツ大会。こちらは市の代表が県下の市町村と争うんですけども、その中で見られるチームとしての一体感であつたり、やっている方、それから応援している方も笑顔になっている。そういったことは健康だけでなく非常に人の心を豊かにするものではないかと思っております。それで、あえて一言で言うなら、スポーツ推進計画案の基本理念で挙げています「豊かな心と絆を育むスポーツの振興」、こちらに尽きるのではないかと思っております。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ほかにはないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） では、これで質疑を打ち切りたいと思います。どうもありがと

うございました。

では、しばらく休憩します。15分まで休憩いたします。

---

休憩 午後2時03分

再開 午後2時13分

---

○委員長（西村和子君） それでは、皆さんおそろいようですので、会議を再開したいと思えます。よろしいでしょうか。

では、引き続き所管事務調査、市体育協会補助事業についてを議題いたします。

執行部より説明をお願いします。課長。

○文化・スポーツ振興課長（安楽鉄平君） 次に、所管事務調査、市体育協会補助事業について報告させていただきます。Side Booksの68ページを御覧ください。

初めに、市体育協会補助事業の目的についてです。市体育協会を支援し、体育協会に加入する多様なスポーツ団体の活動を促進させることで、市民が年齢や体力に応じたスポーツに関わることができる環境づくりを推進し、スポーツの振興を図ることを目的としており、下記の事業を実施するための補助事業を行うものとなっております。

①スポーツ行事を実施及び援助すること、②スポーツに関する広報活動を行うこと、③加盟団体の育成強化と相互の連携調整を図ること、④スポーツ少年団の育成を行うこと、⑤スポーツ振興について関係行政機関との施策に協力すること、⑥スポーツに関する調査研究を行うこと、⑦スポーツに関する功労者等の表彰を行うこと、以上七つの事業を実施するための補助事業を行うものとあります。

次に、市体育協会への加盟団体につきましては記載のとおりとなっております。筑紫野市剣道連盟をはじめとする21の専門部、それから一番後ろに記載しています筑紫野スポーツ少年団の1育成団体となっております。

次に、補助金の使途についてになります。こちらに関しては令和5年度のものとなります。市補助金336万円、体育協会負担金19万6,373円、合計355万6,073円に対しまして、支出としまして、体協だより、報告書等の印刷費103万8,752円、講師謝礼などの研修費2万7,061円、県スポーツ協会などの諸経費（負担金）32万1,000円、スポーツ少年団の育成助成金35万円、加盟団体の育成助成金144万円、加盟団体代表者が体協会議に出席した際の費用弁償などの旅費交通費が33万5,100円、切手・はがきなどの通信運搬費が4万4,460円、

合計355万6,373円となっております。

以上、説明を終わります。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。説明いただきましたけれど、質疑のある方はいらっしゃいませんか。

吉村委員。

○委員（吉村陽一君） すみません、補助金ですかね。近年、物価高騰でいろんな資材だったりとか様々なものが上がってきていると思うんですけども、今後、体育協会さんのこういった補助金も物価高騰に合わせて補助額をその分上げていく方向性があるのかということをお伺いしたいのが1点。

あと、市内のスポーツ団体のほうから体育協会さんに加盟したいという御希望の声を聞いたことがあるんですけども、なかなか入りづらかったりとか要件を満たさない、そういったことも聞いたことがあります。もし新しく加盟された場合、団体育成助成金あたりになるんですかね、各団体さんに分配されるのかどうか分からないですけども、そういったものを増額することは可能なのかどうかということをちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（西村和子君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） まず、補助金に関してです。

近年、物価高騰の話が上がっております。そちらに関しては体育協会さんのほうから要望等があれば真摯に向き合いたいと考えているところでございます。

それから、加盟団体の話は要件等が色々あると思います。もちろんその中に入ってくるという話になると、助成金というのは恐らく分配されることになると思うんですが、基本的にこちらに書いてある21専門部というのがありまして、恐らく入ってくるとなるとその下のほうに入ってくるんじゃないかと。例えば、剣道連盟であれば剣道をしている新たなクラブがその中に入ってくるという形になります。助成金に関してはあくまで団体に関して支給するものですので、そこでどういった使い道をするのかというのはより有効的なことを各団体が考えられると思います。そういった形になると思っております。

○委員長（西村和子君） ほかにありませんか。

そしたら私のほうから。吉村委員の御質問にもちょっと関連するかと思うんですけど、加入団体が長期的に見ると減少傾向であるということについて、どのような点が課題で減少しているのかというのが1点。

それと、事業のところの③に加盟団体の育成強化と相互の連絡云々と書いてあるんです

けど、この育成強化というのは具体的にどういうことかということ、それから⑥に調査研究を行うと書いてあるんですけど、どのような成果があったのかについてお尋ねいたします。

課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） まず、体育協会から離れていく団体の話に関しては、実際、そういった調査の依頼を体育協会に行ってはいません。ただ、先ほどのスポーツ推進計画の24ページのほうで会員数を記載させていただいております。その中で年々減少傾向にあるということで、平成30年から令和5年度まで減っていています。平成30年が6,000人程度、令和5年度が4,800人、それから令和6年度に関しては5,000人と少し増えていますが、こちらのほうはコロナ禍で離れたところが一定理由にあるのではないかと捉えています。

それからあと一つ考えられるのが、子どもたちでいいますと、今、いろんなものがあふれている、電子機器であったりそういったものもありますので、そこに流れていることも一つ原因にあるのではないかと個人的には思っているところです。

次に、育成強化の件に関しては、基本的に競技力の向上に関してはもちろんですけども、それ以外の部分、人間性といいますか、そういったところも非常に重要なところであると思っています。例えば、チームメイトとの協調性であったり、基本的な人に挨拶をすとか人とのコミュニケーション、そういったものを図るのが重要ではないかと思っております。

それから、調査研究の件ですね。休憩をお願いします。

○委員長（西村和子君） しばらく休憩します。

—————・—————・—————  
休憩 午後2時23分

再開 午後2時24分  
—————・—————・—————

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 先ほどの育成強化に少し補足させていただきたいと思っております。

まず、先ほど子どもたちの話をしましたけども、指導者に対しても体協の中で研修を行

っております。そのほかにも強化選手である先ほど話しました県民スポーツ大会などで市を背負っていく選手、そちらの部分に対しても一定で補助を行っていますので、そういったところで育成を行っているところです。

それから、調査・研究については、現在、体育協会さんのほうに関しても、新たなスポーツ施設としての総合体育館等については考え方があると思います。その中で、先進地といますか、近年建ちました飯塚体育館であったり大牟田の体育館、そういったところを視察すること。最新の情報では令和5年度に飯塚体育館の視察を行っているということがありますので、そういった調査研究に充てられているということです。

すみません、成果に関してはちょっと把握し切れていません。

以上となります。

○委員長（西村和子君） それであると、研修費ということがさっき言われた指導者に対する研修の講師謝礼になるんですかね。先進地視察というのはそしたらどこに当たるんですか。

課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 西村委員長の言われましたとおり、研修費に関しては、先ほど言ったこれに書いている研修ですね。それから、視察の分の交通費に関しましては、旅費交通費の分に含まれていると認識しております。

○委員長（西村和子君） 体協会議以外にも含まれているということですね。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） はい。

○委員長（西村和子君） 分かりました。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） では、これで質疑を打ち切ります。どうもありがとうございました。お疲れさまです。

そしたら、引き続き所管事務調査、小中学校開放体育施設運営事業についてに進みます。説明をお願いします。課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 次に、所管事務調査、小中学校開放体育施設運営事業について報告させていただきます。Side Booksの71ページを御覧ください。

小中学校開放体育施設運営事業の目的についてとなります。平成2年から実施している事務事業でありまして、地域住民がスポーツを通して健康増進等を図ることを目的として

おります。手段としまして学校教育活動に支障がない範囲で小中学校体育施設を開放して  
います。

次に、学校施設開放運営委員会の基準等につきましては、まず、学校体育施設を利用  
できる団体の条件としまして、市内に在住・在勤の方が5名以上で構成されていること、  
かつ、当該団体に責任者として成人が含まれて、年間を通じて定期的に利用できる団体と  
なります。次に、学校体育施設の曜日や時間の年間利用計画につきましては、学校代表、  
利用団体責任者及びうちの文化・スポーツ振興課職員で構成されます学校施設開放運営委  
員会において決定をしているところでございます。

次に、施設の利用時間を記載しております。表のとおりとなっております。中学校につ  
いては部活動があるため、小学校に比べ利用時間が短くなっております。また、小学校の  
体育館と運動場に時間の差がありますけれども、運動場に関しては基本的に照明がありま  
せんので7時までとなっております。

それから、利用団体の登録状況です。こちらが令和5年で小学校の利用団体が133、中  
学校の利用団体が44団体、合計177団体となっております。この数字は、一つの団体が二つ  
以上の学校を利用していることもありますので延べの団体数です。実数では153団体とな  
ります。

以上、説明を終わります。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

質疑のある方はいらっしゃいませんか。春口委員。

○委員（春口 茜君） 登録の申請方法等はホームページに記載されてあるんですか、そ  
れとも学校のほうに直接お伺いするのでしょうか。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 休憩をお願いします。

○委員長（西村和子君） しばらく休憩します。

—————・—————・—————  
休憩 午後2時29分

再開 午後2時29分  
—————・—————・—————

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 申請方法、登録に関してはホームページにて

周知しております。

以上です。

○委員長（西村和子君） ほかにありませんか。檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 質問です。体育館などが平日であれば夜の10時まで開いていて、それから閉館ということになりますけども、最後の鍵の管理はどこが行われているんでしょうか。1点です。

○委員長（西村和子君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 休憩をお願いします。

○委員長（西村和子君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後2時30分

再開 午後2時30分

---

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 最後の戸締まりに関しては利用団体に行ってもらっております。利用団体に鍵を貸し出しておりまして、その中でしっかりと管理をしてもらっているところです。

以上になります。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。副委員長。

○副委員長（坂口勝彦君） 時間割とかというのはおのおので決めておられるんですか。取った者順みたいな感じになるんでしょうか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） こちらに関しては、毎年4月に先ほどお話ししました学校施設開放運営委員会がありますので、その中で皆様で話し合われて決定しております。

○副委員長（坂口勝彦君） 分かりました。

○委員長（西村和子君） そしたら私のほうからすみません。

市内の5名以上で構成してと。だから、市外の方が入ってもいいわけですね。それはいいんだけど、営利のスポーツ団体の方が指導に来られていて、個人の名前で指導され

ていて、結局は営利団体に収入が行っているのではないかという見方をされている方がおられます。個人名で指導者が載っているから分からないけど、その方を調べると分かるんじゃないかということと言われる方もおられます。そこら辺をチェックするようなことがあるのかという御指摘をいただいていることと、それから、体育館なりで授業用にバスケットのラインとかありますよね。それ以外に利用する団体がラインを引いてほしいということがあるんですか。あるとしたらその費用はどこが負担しているのか聞いてほしいという意見をいただいていますけれど、いかがでしょうか。

課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） まず、営利団体の話です。そちらに関しては、登録申請に当たって、まず、相談があった場合に事前の聞き取りを行います。その後、団体の規約、それから名簿を出してもらっています。その中で確認をさせてもらっています。

それから、次の質問の学校の体育館施設にラインとかを引くかどうか。基本的に学校の施設になりますので、そういったことは行っていません。ライン等を引くことはできないということになります。

以上になります。

○委員長（西村和子君） 分かりました。そしたら確認をよろしく願いいたします。

ほかに。古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 年間利用計画では4月から3月だろうと思うんですけども、4月の時点で申し込まず、例えば、8月とか10月とか途中で申し込むことはできないということですか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 休憩をお願いします。

○委員長（西村和子君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後2時34分

再開 午後2時34分

---

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

課長。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） 年度途中の申込み、登録に関しては、先ほど話ししました学校施設開放運営委員会に諮って利用することになります。その中で話し合われるということになります。

以上になります。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） なければこれで質疑を終了します。どうもありがとうございます。

○文化・スポーツ振興課長（安樂鉄平君） ありがとうございます。

○委員長（西村和子君） それでは、職員入替えのため、しばらく休憩いたします。ありがとうございます。お疲れさまです。

—————・—————・—————  
休憩 午後 2 時35分

再開 午後 2 時35分  
—————・—————・—————

○委員長（西村和子君） では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

職員の入替えがありましたので、御紹介をお願いします。部長。

○教育部長（長澤龍彦君） 所管課が学校教育課に替わりましたので、出席職員が自己紹介いたします。よろしくお願いいたします。

○学校教育課長（江中 誠君） 皆さん、こんにちは。学校教育課長の江中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育指導担当係長（山下 勝君） こんにちは。学校教育課教育指導担当係長の山下です。よろしくお願いいたします。

○学校教育担当係長（鶴澤 宏君） 学校教育課学校教育担当係長の鶴澤です。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） それでは、執行部より説明をお願いいたします。  
課長。

○学校教育課長（江中 誠君） それでは、資料を今発信しましたので、御確認をお願いいたします。大丈夫でしょうか。

○委員長（西村和子君） はい。いいですね。

○学校教育課長（江中 誠君） いじめ・不登校の現状と課題及びその対策につきまして御説明させていただきます。右下にページ数を振っておりますので、そちらも参考に御覧ください。

2ページ目を御覧ください。まず、本年度のいじめ・不登校の取組の重点をそちらに記載をさせていただきます。

まず、いじめを見逃さない取組につきまして、1点目として、軽微ないじめも見逃さない組織的かつ積極的な認知体制の充実ということで、毎月行っておりますいじめアンケートや県が提供されていますF F調査等の活用をしながら積極的な認知を行うこととしております。

2点目としましては、学校のいじめ防止基本方針に基づく早期対応・組織的対応ということで、令和4年に改定されました生徒指導提要の新しい理念に基づく支援・援助、それと教員に対する研修の充実を行うこととしております。また、保護者の納得を図る最終解決段階におけるぶれない対応を徹底しております。

続きまして、不登校を生まない取組でございます。

まず1点目、早期発見・早期支援のために、タブレットを利用した不登校予防診断チェックリストの全校実施とその効果的活用を行っております。

2点目としましては、小中連携を基盤にした拡大教育相談委員会等を全中学校ブロックで定期的実施することとしております。中1ギャップの解消の推進となっておりますが、いわゆる中1ギャップといいまして、小学校6年生から中学校1年生に上がるときに、新しい環境になじめずに不登校に陥る方が急増する傾向が全国的にございまして、うちのほうでもありますので、その解消を図るために行うものでございます。

次の3ページを御覧ください。今年度の前期におけるいじめの現状でございます。

4ページをお開けください。令和6年9月末現在の市内小中学校のいじめの認知件数です。小学校は553件、中学校は65件となっております。

5ページ目をお開けください。こちらが市内小中学校のいじめ認知件数の推移ということで、令和2年から令和6年の5年間のそれぞれ9月末段階の認知件数を小中学校ごとに記載させていただきます。御覧のように、小学校、中学校ともに減少傾向でございます。ただ、いじめの認知件数が減っているのは必ずしもよい傾向とは限りません。いじめが減少したわけではなくて見逃されている可能性もありますので、学校には引き続き積極的な認知をお願いしているところでございます。

続きまして、6ページを御覧ください。次は令和6年度前期における不登校の現状でございます。

次のページを御覧ください。こちらは令和6年9月末段階の市内小中学校の不登校児童生徒数です。小学校が79人、中学校が149人となっております。

次のページを御覧ください。こちらでも市内小中学校の不登校児童生徒数の推移ということで、令和2年から令和6年のそれぞれ各9月末段階の人数の推移でございます。小学校が令和5年に比べてマイナス6人、中学校につきましては令和5年度に比べてマイナス8人となっております。増加の一途だった不登校児童生徒数が、今年度、一定減少傾向を見せております。こちらにつきましては大変よい傾向であると捉えておりまして、10月以降もこの傾向が続くように学校へ取組の継続と強化をお願いしているところでございます。

続いて、9ページを御覧ください。こちらは先ほどの9月末現在の不登校児童生徒数の各学年ごとの数字でございます。先ほど中1ギャップと言いましたが、小学校6年生から中学校1年生になるときに増加する傾向がありまして、大体小6と中1の不登校数の差が結構多い状況に例年あるんですが、今年度はそこまで小6と中1の差がございません。こちらは、先ほど言いましたように今年度においては中1ギャップの解消の取組を行うこととしておりましたので、その成果が一定表れているものと考えております。

次のページを御覧ください。市いじめアンケートの結果の比較からということで、市のほうでいじめアンケートを年2回実施しておりますが、7月に実施したいじめアンケートの分で、まず、学校に対する満足度に関して「あなたは学校に行くのは楽しいと思いますか」という設問がございます。こちらにつきましては、小学校につきましては令和4年の7月は88%だったのが、今年の7月が89%と微増です。中学校につきましては令和4年が82%だったのが今年度は90%と8ポイント上昇しています。

続いて、自尊感情に関する目標値、「先生はあなたのことを認めてくれていますか」ということで、令和4年、小学校は94%、今年が96%と微増ですね。中学校が88%から96%と8%アップしているということで、中学校が結構改善しております。学校現場で働いている先生たちの頑張りによって、不登校の児童生徒が一定減少した要因の一つではないかと思っております。

次の11ページを御覧ください。最後に市の不登校に対する支援体制でございます。

まず、人員体制はそちらに記載のとおりでございますが、スクールソーシャルワーカーが3名となっております。以前から1名欠員状態が続いていることをお伝えしております。

したが、11月に1名採用することができまして、現在3名体制で運用を行っています。あと、登校支援員を、現在、各中学校ブロックに1名ずつ配置しておるところですが、来年度はそちらを増員させていただければということで、今、検討しています。今後も必要に応じて人員体制のほうは充実を図ってまいりたいと考えております。

続いて、真ん中の適応指導教室のつくし学級につきましても、来年度、相談体制を充実するなど機能強化を図りまして、不登校児童生徒に対する支援をより組織的に進めていくために教育支援センターへの移行を検討しています。

次に、外部団体との連携についてそちらに記載させていただいておりますが、今年度はそこに記載の中の不登校講演会を新たに教育委員会主催でさせていただこうと思っております。主に不登校児童生徒を持つ保護者を対象としたものでございまして、1月に開催を予定しております。今後も外部団体との連携は継続して行っていきたいと考えています。

これらのことで不登校に対する支援強化を今後も図ってまいりたいと考えています。

説明は以上でございます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

御説明いただきましたが、質疑のある方はいらっしゃいませんか。春口委員。

○委員（春口 茜君） 御説明ありがとうございます。

大野城などは学校に現在行けていない子の支援を始めたということで、筑紫野市に関しては経済的支援だったりフリースクールに対して何か支援等を考えられておりますか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 先ほども説明しましたように、うちのほうとして来年度につきまちは登校支援員の増員、あと、適応指導教室の機能強化を図りたいと考えておりまして、現在のところはフリースクールの支援につきましの検討は行っておりません。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） 今、不登校の生徒が9月現在で小学校に79名、中学校に149名いると思うのですが、その全員をつくし学級に入れることができるのでしょうか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） もちろんつくし学級に行くことを望まれている児童生徒を受け入れるという形になっておりますので、全員を受け入れるという形は難しいと思います。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） 全員を受け入れるのは難しいかと思うんですが、そしたら行けない子が出てくるということで、その子たちに対してどうするかを考えていけないといけないかと思います。学校の近くとかでフリースクールを運営されているところとかも出てきまして、行けない子たちの支援をするわけですので経済的に厳しい面があったりします。ただ、指導に関しては最近ではオンラインのプログラムがあったりとか、そういったものを導入することである程度、校長が出席扱いすると決めたらできるんですね。そういった場所の支援というのも視野にぜひ入れていただきたいと思います。意見です。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 令和7年度に向けまして強化するというところで、登校支援員の増員とつくし学級の機能強化等を図るというお話がありましたけども、後段の機能強化を図るということの説明をお願いいたします。

○委員長（西村和子君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） まず、不登校に対する支援をより組織的に進めていきたいと考えておまして、まず1点目としては相談体制の充実ということで、現在は学校教育課において保護者からの個別の相談に対応しておりましたが、今後は教育支援センターが主導して、うちに2名の生活指導担当の指導主事がおりますので、そちらも含めて相談支援を組織的に進めていければと思っているところです。

2点目としましては、センターを中心として各学校の不登校児童生徒の状況の把握や、各中学校に設置しています校内の適応指導教室との連携を図りながら、センターを中心として組織的に取り組んでいく予定としております。

3点目としましては、職員向けの研修につきましても、そういう現状を把握しながら、うちの指導主事と連携を取りながら、旬な研修、今よりも充実した研修を実施していく、そういうところを強化したいと思っています。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ほかに。どうぞ、檜木委員。

○委員（檜木孝一君） よく分かりました。

もう一つございます。いじめの件数が一番最初に上がっておったと思います。筑紫野市の場合は、早期発見、そして早期対応で重度化を防ぐということですね。そういったこと

と、包み隠さずこういった数値を公表する、そして、先ほど言ったような早期発見、早期対応を図って対応しておくことは大変立派な対応だと思います。

このような数値ですね、令和2年度、令和6年度、小学校、中学校、これは保護者にも公表されていると思います。その中で何か特段、保護者のほうからお話とか意見とかがもしあったら教えてください。

○委員長（西村和子君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 今申した分につきまして特に保護者から御意見をいただく機会は今のところ設けておりません。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） 原口委員。

○委員（原口政信君） 数字が分からんかもしれませんが、不登校の3年生の子の進学率はどれぐらいですか。実は市教委は中学校までしか相手にしてなくて、高校以上はほとんどないから、そこから非行に走ったり、いろんな問題を抱えている子が非常に多いです。不登校の子は、今、評定でいくとその学期を全部休んだらオール1になってしまいます。去年ぐらいからか、評定で3分の2は県立高校への推薦がいただけるようになったからそれは物すごく重要なことで、自分の力で入っても私立もかなり押し込みがきつくなると高校の先生からも聞いておりますし、その辺がどうなっているのかと思ひまして、それをちょっと聞かせてもらえますか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 令和5年度の実績になりますが、41名の不登校生徒のうち39名が高校に進学しておりますので、9割以上の方が進学しています。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） いいですか。

○委員（原口政信君） いいです。

○委員長（西村和子君） 古賀委員。

○委員（古賀新悟君） いじめの事後対策も非常に大事ですけれども、それに至らないことがもっと大事だと思うんです。そのために研修をやっているという報告がありました。それで、令和6年度のいじめは減っていると。先生はあなたのことを認めてくれますかということが書いてありますけれども、この研修というのは、実際、どんな研修を行っているのかをお尋ねします。

それともう一つ、さっき春口委員も質問しましたけれども、大野城市が、これはたしか南福岡自動車学校内にフリースクールがあって、自動車学校の送迎車をその子も利用できるのも非常に利用率が高いということを知って、そこに助成をするということです。そういうことも含めてもう少し視野を広げた取組を考えたほうがいい気がしますけども、その観点はお持ちですか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） まず1点目、どんな研修を行っているかということですが、まず、市としては、いじめ・不登校に対してどういう対応したらよいかについてうちの生徒指導担当指導主事が研修を行いまして、その内容につきまして学校に持ち帰ってもらって、学校内でその情報をまた研修していただくという形を取っております。あと、大野城市のフリースクールのような支援ということですが、不登校にはいろんな支援があると思いますが、まずはうちのほうとしましては、先ほどと同じような説明になるかと思いますが、登校支援員を増員させてもらって不登校児童生徒に対する登校支援の強化、あとは、つくし学級の教育支援センター化による組織的な対応、そういうところで不登校児童生徒へ対応させていただければと思っております。いろんな動きを今後も注視しながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） 古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 不登校対策は分かりました。

それで、聞きたかったのは研修の内容なんですよ、研修をやっているということではなくて。今でなくていいので、研修のメニューみたいなものがあつたらもらいたいんですけども。

○学校教育課長（江中 誠君） 分かりました。

○委員長（西村和子君） よろしくをお願いします。

春口委員。

○委員（春口 茜君） 先ほど古賀委員がおっしゃったように、今後そういった観点があるかということで、現段階は今やっている体制を強化していくということですけど、そもそも学校に行くのが楽しくないと思っている子どもたちで、そういった支援をして行きたくない子を無理やり行かせるのもどうなのかと。大人だったら転職しようと思ったらできるけど子どもはできないから、選択できる場所があればいいと思っておりますが、今後、ぜ

ひそいった観点についても検討していただきたいと思います。大人にもエンジョイハラメントとかありますので、子どもだけ強制的に行かせるのもどうなのかと思ったりもしますが、どう思われていますでしょうか。何度も同じ質問になりますが。

○委員長（西村和子君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 申し訳ございません。先ほどから言われている、いろいろな不登校対策のメニューの一つとしてももちろんフリースクールへの補助を大野城市では先行してされておりますが、フリースクールだけが不登校の受入先ではございませんので、それも含めましてどういう対策を取るのが一番いいのかについて先進事例も研究させていただいて検討させていただければと思っております。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） そしたらすみません、私のほうから。

不登校のことに関しては、昨年だと思うんですけど、学校ごと学年ごとに親の会、保護者の会みたいなグループを設けると非常に効果的だと。要するに親が安心して子どもに「行かなくていいよ」と言ってあげないと子どもさんが余計ひどくなるというか、精神的に不安定になる、それと、親御さんが自分自身もケアできないというのがあるので、親の会というのが非常に有効的だと聞いていて、その検討を学校ごとにできませんかとお尋ねしたところ、「検討します」という回答をいただいていると記憶しています。それについてはいかがでしょうか。

○学校教育課長（江中 誠君） 休憩をよろしいですか。

○委員長（西村和子君） しばらく休憩します。

————— . ————— . —————  
休憩 午後 3 時 01 分

再開 午後 3 時 02 分  
————— . ————— . —————

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 今、委員長が言われた内容をうちでは現在行っておりませんが、不登校の子どもを持つ保護者が組織している外部団体がございますので、そちらのほうと連携してうちのほうでは進路相談会とか高校見学会とか行っておりますし、今年度、不登校の講演会を実施させていただいて、そういうところに来られた方に対してどう

いうニーズがあるのかということもアンケートで調査する予定にしております。民間のそういう団体と連携しながら進めていけたらなと思っています。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） よろしくをお願いします。

そしたら、ほかにないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。これで質疑を打ち切ります。

そしたら、いじめ・不登校のところは終了して、次に、どうしましょうかね、休憩したほうがいいですか。執行部はいいですか。

○学校教育課長（江中 誠君） 大丈夫です。

○委員長（西村和子君） そしたら15分まで休憩します。よろしくをお願いします。

—————・—————・—————  
休憩 午後 3 時03分

再開 午後 3 時14分  
—————・—————・—————

○委員長（西村和子君） それでは、おそろいのようなので会議を再開したいと思います。

所管事務報告、部活動の地域移行に係る検討状況についてに入ります。

事務局より報告をお願いいたします。課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 今、データを飛ばしましたので、よろしくをお願いします。

○委員長（西村和子君） どうぞ。

○学校教育課長（江中 誠君） よろしいでしょうか。

それでは、所管事務報告、学校部活動の地域移行につきまして御説明いたします。こちらにも右下にページ数を付番しておりますので参考にさせていただきます。

まず、2ページ目を御覧ください。

教員アンケートの結果ということで、こちらは昨年度、市内中学校の教員にアンケートを実施した結果でございます。教員162人中154人から回答をいただいております。本日はその中で代表的なものを紹介させていただこうと思っております。

まず、上の分になりますが、休日の地域移行後も顧問を担当しますかという設問に対して、32%がはいと、68%がいいえということで、7割弱の先生方が休日は顧問を担当

したくないと回答しています。

担当したくないという方に対してお尋ねした内容がその下にございます。顧問を担当したくない理由を複数回答いただいておりますが、多い順に、休日が奪われる、時間外勤務が常態化している、プライベートが犠牲になる、経験のない競技の指導をさせられているから、賃金が正当に支払われていないなどの答えが多くなっています。

次のページを御覧ください。こちらは今年度、小学校5・6年生と中学校1・2年生の児童生徒とその保護者に対しアンケートを実施した結果です。児童生徒につきましては約75%、保護者に関しては約50%の方から回答をいただいております。こちらもその中で代表的なものを紹介させていただきます。

まず左側、中学1・2年生の生徒に聞いた設問で、「部活動に入部してよかったと思いますか」です。約90%以上の方が「とてもよかった」「よかった」と回答しています。右側は中学1・2年生の生徒の保護者に対して行った設問で、同じ内容です。お子様が部活動に入部してよかったと思いますかということで、こちらも約9割以上の方が「とてもよかった」「よかった」と回答しております。生徒も保護者も部活に関しては入部してよかったという肯定的に回答されています。

次のページを御覧ください。こちらは中学校1・2年生の生徒にした質問です。部活動に入部してよかったと思う理由ですね。こちらも複数選択可で選んでいただいております。多い順としましては、友人が増えた、技術・技能が向上した、心や体が成長したという内容が多くなっております。その下は中学1・2年生の生徒の保護者に行った設問で、保護者として休日の部活動がクラブチームに移行した場合に心配なことは何ですかということで、こちらも複数選択可で選んでいただいております。一番多かったのが、活動場所が学校以外の場所になることでした。こちらは生徒にも同じ設問をしておりましたが、生徒のほうも活動場所が学校以外の場所になることを一番心配していました。あと、保護者の方で多かったのが活動費や道具のこと、費用負担が増加することが心配という回答が多くなっております。

次のページを御覧ください。国、県の動きや先ほどのアンケート結果などから、市の現状と課題をまとめたものでございます。

1点目です。国は、休日の学校部活動につきましては令和5年度から7年度を改革推進期間としまして、可能な限り早期に地域クラブ等への移行を実現するよう求めています。

2点目です。筑紫野市におきましても、将来的な少子化を見据えて、子どもたちがスポ

ーツや文化芸能活動に継続して親しむ機会を確保するための持続可能な環境の整備を行う必要がございます。

3点目です。休日の部活動の顧問を引き続き受け持っていていいと考えている教員は約3割です。先ほども説明しました。現状の部活動維持のためには指導者を一定数確保する必要がございます。

4点目です。部活動の意義、重要性はあるものの、教員の負担が大きくて献身や熱意だけではできない現状がございます。

5点目として、現在の部活動に対する満足度は、先ほども説明しましたが、生徒、保護者とも非常に高く、入部率も約8割と非常に高くなっています。

6点目です。平日は週4日以上、土日も週1日以上活動日数の希望が多くて、生徒の居場所づくりとしても貢献度が高くなっております。

7点目です。専門的な指導が受けられないことへの不満がアンケート等で一定数ございました。

8点目です。学校規模等の関係で、学校ごとに部活動の種目の有無に差がある現状もございます。

9点目です。地域クラブに移行した場合は、活動場所が変わらないこと、費用負担が大きく増えないこと、子どもの安全確保への期待が高くなっています。

最後に10点目です。部活動等に係る費用もアンケートで確認をいたしましたが、約8割の保護者が月額3,000円以下がよいと回答している現状がございます。

今現在、筑紫野市の置かれている現状と課題は以上でございます。

次をお願いいたします。

第1回の筑紫野市部活動地域移行検討協議会を先月11月に開催しまして、今、説明しました内容や部活動の地域移行の概要、あと、国、県の動向等を説明しまして、最終的に委員の方から質問や意見をいただいております。その主なものをまとめましたので一部を紹介したいと思います。

まず、部活動地域移行に活用できるような総合型スポーツクラブや総合体育施設などの地域資源を整備する予定があるのかという質問がございましたので、事務局としましては、既存の施設や資源を最大限活用して最適な実施方針を検討したい、スポーツ推進計画では、体育協会と連携したスポーツ振興の体制整備を盛り込む予定であるという回答をしております。

次に2番目、地域移行は教員の負担軽減に資するが、部員同士のトラブルやけがへの対応、活動場所の確保、指導方針の統一、指導者研修の実施など様々な課題があるという御質問に対して、事務局としましては、「大野城市では」としておりますが、大野城市では今年度、試行で1校において休日の部活動の地域移行を実施しておりますので、大野城市では保険の別途加入やコーディネーター配置等に対応されているということで、先進事例の研究を行って課題等を整理して、市として最適な運用を検討したいとお答えしております。

3番目、保護者も生徒も現状の部活動に満足している状況で地域クラブに移行するのは厳しいのではないかと、もったいないのではないかと御意見をいただきました。事務局としましては、アンケート結果から大野城市のように今の部活動を大きく変えずに教員の負担軽減に資する運用を検討していきたいと考えていると回答しております。

4点目、今の部活動には費用負担がほぼ発生していない。地域移行に伴い費用や送迎などの負担が増えることを保護者に対して事前に丁寧に説明が必要ではないかという質問がございました。事務局としましては、公費負担の範囲や謝金単価等について先行事例を参考にしながら筑紫地区他市との調整を図っていききたい、保護者の負担につきましては説明会等を実施して丁寧に説明していきたいと回答しています。

御意見として、5番目として、指導者確保ができるのか心配だということと、トラブル対応のためには責任の所在を明確化し、組織体制を整備する必要があるという意見をいただいております。

これを受けて最後の6番目、こちらは協議会の会長のほうからまとめとして言われたものでございます。教員がこれまで不平不満を抱えながらも熱心に取り組んだ結果、高いレベルのサービスをほぼ無償で提供してきた。先行事例のよいところを組み合わせで検討し、サービスのレベルをなるべく維持しながら、どこまで地域や受益者に負担を求めるか、今後検討していきたいということでもまとめていただいたところでございます。

説明は以上になりますが、今説明しました市の課題、あと、委員からいただいた意見なども踏まえながら、今後、市としての方針を協議会の中で検討していただいて、今年度中に市の方針を決定したいと考えています。

説明は以上でございます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

今、説明をいただきましたけれど、質疑のある方はありませんか。

なければ、私のほうから質問させていただきます。

大野城の先行事例を参考にされているということで、よかったなと思うんですけども、運営主体というんですか、大野城では地域クラブ活動実行委員会というのがやっていて、そこにコーディネーターが1名いらっしゃるようですけど、そういうふうに別なものを立ち上げる必要があつて、行政がそれをやるというのはほぼ不可能ではないかと思います。休日の分が主で、平日の分もそこがコーディネートすればできると思うんですけど、そこら辺りはどう考えていらっしゃいますか。

課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 大野城市は、今、委員長が言われたとおり、休日の地域移行をしておりますので、その部分だけ市が大野城市の地域クラブ活動実行委員会に委託をして、そちらの委員会にコーディネーターがおられますから、コーディネーターをまた各学校に配置したりとか、あとはスポーツ指導者バンクに委託をしたりしております。

これがうまくいっているかどうかについて、ちょうど大野城市は始めたばかりでそこら辺の課題とかも出てきていると思いますので、大野城市の状況とかも確認しながら、また別の方策を他市町等でしているところもございますので、そういう先進事例を参考にして、どれが筑紫野市としてベストなのかを今後検討していけたらと思っています。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） 日本だけだと思うんですね。ほかにもあるのかも分からないけど、学校の組織の中に部活が入っているというのは。大多数の国は地域クラブが受皿になっていて、放課後、早くそこに行って活動をするというスタイルだと思うんですけど、最終的には学校の今の部活をどういう形に持っていくのか。今のままなのか、徐々に地域に移行するのか、どんな形が理想だと思われているか、そこまで考えられているでしょうか。

課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 一応、国のほうでは、今は休日だけの部活動の地域移行ということで、令和7年度までを検討期間として各自治体にやり方を考えるように指導されています。今現在、平日の部活動の地域移行につきましても国のほうで検討されて、新聞報道などによりますと、将来的には平日も部活動を地域移行していくように国のほうとしては動いておるようです。もしそういうことで国、県から下りてくれば、またそちらにつきましても検討していく必要があると思っています。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） では、今の段階では市として独自の考え方などを持っているわけではないということですね。

課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 今現在は休日の部活動の地域移行について検討しています。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

どうぞ、副委員長。

○副委員長（坂口勝彦君） 一番最後のページの4番目になると思うんですけど、「地域移行に伴い費用や送迎などの負担が増えることを」と書いてあるんですけど、今の段階では費用がほぼ発生していないと。移行することによって費用がかかるというのは、具体的にどういったものにお金がかかるのかということと、送迎について、これは休日なので今まで保護者の方とかがもちろん送迎しておられたんだろうけど、費用の部分をちょっと確認しておきたいと思うんですけど。

○委員長（西村和子君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） そうですね。今までは教員の方が休日されていたので費用が発生していなかった部分もございしますが、地域移行にしますと指導者バンクで登録された方が部活の指導をされることになりますので、それに対して一定の費用負担がかかってきます。

○副委員長（坂口勝彦君） そっちのですね。

○学校教育課長（江中 誠君） はい。そういう部分で費用が一定かかりますので、それを受益者負担とするのかも含めて検討する必要がございまして、そういうことでの質問だったと思います。

以上でございます。

○副委員長（坂口勝彦君） 分かりました。

○委員長（西村和子君） そういう意味でいうと、今でも経済的に厳しい家庭はユニフォームを買ってあげられないとかたまに聞いたりするんですけど、そこら辺のことも大きく課題ですよ。どこが発生する費用を負担するのかということが課題だと思いますので、そういうことも含めて今後の検討をよろしくお願ひしたいと思います。

ほかに。原口委員。

○委員（原口政信君） ちょうど先日、月曜日に筑山中学校の連絡会で私と吉村議員とで校長と話をしたばかりで、中学校の校長の考え方が大きいですね。市教委がどうのこうのと言ってもその学校を守る校長にある程度任せて、そこの先生の人員体制も踏まえている話をした結果、中学校は一番最後のページの3番の考え方で、ほとんどまだ教員がやっています。社会体育から入ってきたらトラブルが多過ぎるし、中体連にも申請しないといけないでしょう。だから一定、学校教育に理解がある指導者でないと摩擦が物すごく起きると。全国で起きています、実際。だから、この辺をきちっと事前研修をして部活動に入るようにしないといけないというのが校長先生たちの考え方でした。

ただ、世の中は改革の時代になってきていますので、どうしてもそういうのが無理な教員に対しては変えていっていますよというのがあっても、どっちに転んでも難しいなというのがありますね。

○委員長（西村和子君） 御意見としてよろしいですか。

○委員（原口政信君） はい、これは意見で。たまたまこの間、吉村議員と一緒にいったときにその話が出たもんだから、そっくりそのまま伝えただけです。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） なければ、質疑を打ち切りたいと思います。どうもありがとうございました。

では、引き続き聴覚障がい者支援についてを所管事務調査として扱いたいと思います。

課長より説明をお願いいたします。課長。

○学校教育課長（江中 誠君） それでは、聴覚障がい者支援につきまして、学校教育課からは聴覚障がい者のある保護者の方への学校の対応につきまして御説明させていただきます。すみません、資料はございません。

学校側で一定の対応が必要となる聴覚障がいのある保護者がおられる小中学校を調査しましたら、現在2校ございました。そのうち1校の保護者につきましては補聴器とスマートフォンのアプリがつながっているということで、対面だけではなく電話でのやり取りも可能であるということで、手話通訳の活用などは全くされておられません。

残りの1校の保護者につきましては、学校が急に連絡を取らなければならなくなった場合などは保護者の身内の方に電話をされまして、その身内の方から保護者へ連絡をしてい

ただいているとのこと。また、対面で保護者と会話を行う際は、スマートフォンの文字変換アプリを活用して対応して、支障なく行っているということでございます。

なお、この方につきましては、入学式の際に手話通訳を利用されたということですが、通訳の手配などは保護者の方がされたとのことでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

質疑のある方はいらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） では、これは質問いただいた聴覚障がい者協会にお伝えしたいと思えます。どうもありがとうございました。

それでは、職員入替えのためにしばらく休憩します。ありがとうございました。お疲れさまです。

—————・—————・—————  
休憩 午後 3 時35分

再開 午後 3 時36分  
—————・—————・—————

○委員長（西村和子君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

所管事務報告、「みまもりあいステッカー」の交付についてを議題といたします。

濱崎部長より職員の紹介をお願いいたします。部長。

○健康福祉部長（濱崎博文君） 皆様、お疲れさまでございます。所管の高齢者支援課より職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） お疲れさまです。高齢者支援課長の谷と申します。よろしくお願ひします。

○介護保険担当係長（荒尾 正君） 同じく介護保険担当係長の荒尾です。よろしくお願ひいたします。

○高齢者支援課長補佐（真鍋美香子君） 同じく高齢者福祉担当、真鍋と申します。よろしくお願ひします。

○指定指導担当係長（平嶋 亮君） 指定指導担当係長の平嶋です。よろしくお願ひします。

○健康福祉部長（濱崎博文君） どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（西村和子君） では、御報告をお願いします。課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 「みまもりあいステッカー」の交付について、説明をさせていただきます。文教福祉常任委員会説明資料の2ページになります。

まず、事業概要でございますが、高齢者が一人歩き等により帰宅できなかったときに発見者から家族への電話連絡が可能な緊急連絡用のステッカーで、フリーダイヤルと緊急連絡転送IDを記載しておりますので、発見者がフリーダイヤルに連絡し、音声案内に従って緊急連絡転送IDを入力することで、登録してある家族の連絡先へ電話が直接つながるものでございます。横に絵を描いておりますが、オレンジ色のシールで「SOS」と書いてあって、IDが書いてあるようなものでございます。

この対象者につきましては、認知症高齢者等事前登録制度の登録者及びその家族等に配布する予定でございます。今、この事前登録者については、現在46名となっております。

交付開始時期につきましては、令和7年1月から新規の登録者については登録時に交付、現在の登録者につきましては、地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所のケアマネジャーを介して順次交付の予定です。次年度も予算等を取りながら配布していきたいと考えております。

周知事項につきましては、広報ちくしの1月号に併せてホームページ、あと、相談時にチラシを配布しておりますので、地域包括支援センターあたりの相談のときにもお勧めしていくという内容になっております。

このステッカーを配布する対象としての認知症高齢者等事前登録制度につきましては、次のページに内容を載せております。

事前登録制度につきましては、高齢者が認知症などで行方不明になったときに、早期発見し身体及び生命の保護ができるよう、事前に氏名や連絡先、写真、身体的特徴などをうちのほうに登録してもらっております。

登録方法につきましては、包括支援センター等が窓口になりますので、民生委員さんだったり包括支援センターの職員が市民の方と接するときに、こういった行方不明になるおそれがある方につきましては、本人または家族と話し合いの上、登録を勧めているという感じでございます。

実際に、このみまもりあいステッカーがどういうところに利用されるかにつきまして、次のパンフレットにお示ししています。絵には携帯電話や財布、かばんなどいろいろ書いてありますが、基本的に外から見て見える物、例えば、帽子やかばんなどは見えますし、

あと、財布や携帯電話などはなかなか抵抗があると思いますので、つえなどの見えるところに貼ってもらうように勧めていこうと思っております。

この事前登録と併せて登録者数を増やすことによって早期に発見できるような体制を取るとともに、町を歩いている方や見守りに協力している事業者の方々がこのシールを見ることによって直接家族に連絡を取れる、こういった体制をつくります。

簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

質疑のある方はいらっしゃいませんか。副委員長。

○副委員長（坂口勝彦君） 説明ありがとうございました。早速、一般質問で出ておりましたことが実現してよかったと思います。これは近隣市も同じような取組をされてあるんでしょうか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 近隣市において、みまもりあいステッカーと同様の取組は、以前、福岡市がされていましたが、今は運用されていないようです。それ以外のQRコードの取組というのは若干取組があっているという報告を受けています。

○委員長（西村和子君） どうぞ。

○副委員長（坂口勝彦君） じゃあ、筑紫野市がこの辺ではやっているという感じですかね。いいことですね。

○委員長（西村和子君） 御意見でいいんですね。

○副委員長（坂口勝彦君） いいです。

○委員長（西村和子君） ほかに御質問はありませんか。

吉村委員。

○委員（吉村陽一君） このステッカーがついている方が一人で歩いていたら、すぐにこのフリーダイヤルに電話をしていいという認識でいいですか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 歩いているだけでは行方不明とは限りませんので、そこでうずくまってあたりとか行方不明らしいそぶりを見せてあるときには、まずはお声かけしていただくのが大事です。その声かけをされるときに、自分の名前が言えないとか、どこにいるか分からない、こういった様子が見られたときには迷わずここにかけてください。もしそれで生命の危険がありそうであれば、これに限らず救急車、警察、そういった

ところに電話していただくことが基本になると考えております。

以上です。

○委員長（西村和子君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） すみません、書いてありました。48枚ですね。1人当たり48枚をもらえるということですね。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） はい。

○委員（春口 茜君） ありがとうございます。ちなみに福岡市でやらなくなった理由はあるのでしょうか。

○委員長（西村和子君） 真鍋係長。

○高齢者支援課長補佐（真鍋美香子君） 福岡市のほうは平成29年から令和3年度まで、先進的な事業の一環で実施をしていたという報告を聞いております。それ以降は実施をしなくなったということです。

○委員長（西村和子君） 理由は分かりますか。

○高齢者支援課長補佐（真鍋美香子君） 理由は、先進的な内容ということで期間限定で実施をして、その次の期間も続けてすることにならなかったと聞いております。

○委員長（西村和子君） なので、効果があまりなかったとか、やめた理由は分からないのでしょうかという質問です。

○高齢者支援課長補佐（真鍋美香子君） 期間限定なので、次の期間限定でさらに別の事業に移行したと聞いております。

○委員長（西村和子君） その別な事業については聞いていらっしゃいますか。

○高齢者支援課長補佐（真鍋美香子君） すみません、そこまでは。

○委員長（西村和子君） 聞いていない。分かりました。

ほかに御質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） では、どうも御尽力ありがとうございました。御説明ありがとうございました。これで質疑を打ち切ります。

次に、所管事務調査、高齢者福祉に係る施策の進捗についてに進みます。

執行部より説明をお願いします。課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 筑紫野市介護就職フェア2024の実績について、説明をさせていただきます。資料は5ページになります。

日時につきましては、令和6年11月30日の土曜日、就職面談会を10時から15時の間に行っております。それに合わせて介護の仕事魅力発信セミナーをグループホームさわやかテラス筑紫野の田中順子さん、定期巡回こよいの里筑紫野の平井誠太郎さんをお願いして、就職面談会に来られた方々に介護の仕事の魅力を説明していただいております。場所については筑紫野市役所研修室2階で行っております。今回の参加企業につきましては11社となっております、ここに書いてある会社が参加されております。

次のページになりますが、周知方法につきましては、市のホームページ、SNSではLINE、Facebook、Xでさせてもらっています。その際、周知に、ウェルフェアネット、こよいの里、おむすび、あけぼなどの事業者さんに協力していただいております。

プレスリリースとしては、掲載されたのが西日本新聞のデジタルページ、それとデータマックスさんに載せていただいております。それ以外にはコミュニティ運営協議会に対し協力依頼、また、隣組に回覧をお願いしております。

市内外施設へのチラシ・ポスター掲示につきましては、公共施設とイオン、ゆめタウン、JR九州、ハローワーク、介護福祉士会、介護支援専門員協会、社会福祉士会、福岡県理学療法士会等に掲示を依頼しております。そのほか福祉系大学、専門学校への周知・訪問を行っており、近隣につきましては直接依頼を行っております。そのほか民生委員・児童委員への周知、わが街NAV I デジタルサイネージでの広報、そういったものに取り組んでおります。

来場者数につきましては、35名の方が来られまして、内訳等につきましては、性別、年齢、現状ともにここにお示しのとおりとなっております。

今回35名の方が参加されておるんですが、その後、採用につながったかどうかにつきましては、今後、参加された事業所等に問合せをしていきつつ確認していきたいと思っております。来年度以降、どのように改善していく点があるか、今後どう充実していくかにつきましては、事業者さんたちの意見も取り入れながら、またさらなる発展を目指していきたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

では、質疑のある方はお願いします。吉村委員。

○委員（吉村陽一君） 説明ありがとうございます。

当日、私のほうも介護就職フェアに参加を見せていただいて、多くの事業所さんである

とか介護職員の方々、また、面談というか、そういった方々もたくさん来ておられて、雰囲気もとてもよくて本当によかったと思っています。

一つの事業所さんはハンドマッサージを介助の中でしてくださるとか、事業所さんのほうも創意工夫をしながら、どういったことが魅力発信であるとか、介護職員の就職につながっていくかを考えられているなということで、市の職員さんも本当に頑張ってくださいってよかったなと思っています。

1点ちょっと確認したいんですけども、このフェアを開催するに当たっておおよその来場の目標人数、このぐらい来ていただきたいなという当初の目標人数を教えてくださいなのが1点と、あと、筑紫野市で大体介護士がどのぐらい足りないからどのぐらい来てほしいといった目標的なところがあつたのかをお伺いできればと思います。

○委員長（西村和子君） 課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 今回に関しては初めての取組であつたので予測できなかったというのが正直な感想です。今年、春日、大野城でされたときを参考にしたんですが、合同で30社ぐらいでされて来場者数が30名程度、セミナーの参加も少なかったということで、実際に10人も来なかったらどうしようという不安があつたので、考えられるだけの周知を行ってまず知ってもらうことに注力したところでございます。

目標は、一応、私個人としては50名ぐらいを考えていたんですが、ちょっと大きな目標を持ってやっていたので実際は35名だったと。最初にしてはまずまずじゃないかという感想を持っております。

以上です。

○委員長（西村和子君） 吉村委員。

○委員（吉村陽一君） 関連してですけども、このフェアの中の目標は50名近くということで、介護人材確保の一つの取組だと思んですけども、今現在、筑紫野市の介護士さんが、例えば、どのぐらい足りてないとか、そういったところは高齢者支援課のほうで、ある程度でもいいですから、どの程度把握されているかをお聞かせ願えたらと思います。

○委員長（西村和子君） 平嶋係長。

○指定指導担当係長（平嶋 亮君） 令和5年度に介護人材実態調査を実施いたしまして、市内の事業所における介護人材の不足状況を調査しております。その中では基準を満たせないほど人材が足りないという、数がかなり少ない状況でございました。慢性的に採用してもなかなか応募がないという状況、基準は満たしているものの、それ以上の余裕を持つ

た採用はできていないという状況は市内にございますので、日本全体の問題ではありますが、筑紫野市にもその状況はあると認識しております。

具体的に人数が何人不足しているか、介護事業所の状況から数字を確認するのは難しいと思っております。

○委員長（西村和子君） 吉村委員。

○委員（吉村陽一君） 基準というのは最低基準だと思っています。福岡県の令和8年度の介護職員の必要数、およそこのぐらい必要になるだろうというのは9万五千何百人かで、ある程度数字としてここら辺まで確保していきたいという目標値が出ています。ぜひ筑紫野市のほうも、これからになるかもしれませんが、ある程度、どのぐらい不足しているか、どのぐらい必要なのではないかとといったところもぜひ把握していただければと思います。

○委員長（西村和子君） 御意見でよろしいですか。答弁をお願いしますか。

○副委員長（坂口勝彦君） 簡単に答えられればお願いします。

○委員長（西村和子君） 課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 可能な範囲で情報を把握しながら、できることできないことがあると思いますが、努めていきたいと。まずは足りない現状がございますので、目の前の課題に向かって何ができるかを一生懸命考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（西村和子君） いいですか。

○委員（吉村陽一君） はい。

○委員長（西村和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） それでは、質疑を打ち切ります。どうもありがとうございました。

職員入替えのため、しばらく休憩いたします。

—————・—————・—————  
休憩 午後3時55分

再開 午後3時56分  
—————・—————・—————

○委員長（西村和子君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

所管事務報告、第三次筑紫野市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定についてに進みます。

部長から職員の紹介をお願いします。部長。

○健康福祉部長（濱崎博文君） 引き続き、生活福祉課より説明職員が参っております。自己紹介をさせていただきます。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 生活福祉課長の虫明でございます。よろしくお願いいたします。

○地域福祉担当係長（山崎健太郎君） 生活福祉課地域福祉担当係長の山崎と申します。よろしくお願いいたします。

○障がい者福祉担当係長（山内徳章君） 生活福祉課障がい者福祉担当係長の山内です。よろしくお願いいたします。

○健康福祉部長（濱崎博文君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） それでは、執行部から説明をお願いいたします。

課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） それでは、所管事務報告、第三次筑紫野市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について御報告をいたします。Side Booksのほうは8ページからになります。

第三次筑紫野市地域福祉計画・地域福祉活動計画でございます。本年6月議会の本委員会におきましても、策定に関する基本事項を御報告させていただいたところです。今般、素案を作成いたしましたので、御報告をさせていただきます。

ページをめくっていただきまして14ページをお開きいただきたいと思っております。右側のページになります。第1章といたしまして、計画に関する基本的な事項を掲載しているものとなっております。

ページを1枚めくっていただいて、右側になります。3番、重層的支援体制整備事業ということで、本計画におきましては重層的支援体制整備事業を進めてまいります。基本的な事業についての説明、そして、次のページになりますけれども、この重層事業を進めるに当たって五つの事業、機能的なものを設けております。こちらについてのおのおのの説明と、本計画における関連施策、目標のうちどこにそれが記載されているか、こういったものを示しております。

続いて、またページをおめくりいただきまして、20ページの右側になります。こちらは

計画期間を掲載しております。

本計画につきましては、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画期間を設けています。そして、下の段になりますが、計画策定体制と市民参画ということで、今回の計画案を作成するに当たり多くの市民参画の方法を取り入れてまいりました。

まず、一つ目としましてはアンケート調査ということで、市内の住民を対象としたアンケート、そして次のページをめくっていただいて、団体さんや事業者の方たちに対するアンケートを実施しました。また、3番目といたしまして、市民ワークショップを20年ぶりに開催いたしております。七つのコミュニティごとに開催いたしまして、テーマといたしまして現状と課題、そして、それに対して理想の地域の姿、また、地域の強みと5年後の地域のためにできること、こういったことをテーマに皆さんで御意見を交換していただいて、非常ににぎやかな会となりました。そして、本計画の策定に当たって、4番目ですけれども、筑紫野市地域福祉計画等推進委員会という条例で規定している附属機関の委員会を本年度におきましては既に4回開催いただきまして、市民の代表者、学識経験者の方、こういった方から多角的な御意見を賜っています。

次に、26ページの左を御覧ください。第2章になります。こちらには本計画に関する統計を掲載しています。御紹介のみとさせていただきます。

続いて、34ページの左を御覧ください。こちらから計画の内容に入っております。

第3章、計画の基本理念と基本目標ということで、まず初めに基本理念でございますが、本計画ではこれまでの第二次計画の基本理念、「お互いを認めあい、支えあいながら、だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり」という基本理念を踏襲するとともに、近年、国の提示する地域共生社会の方向性として、連携、つながりといったキーワードが多く挙げられていることを踏まえまして、基本理念を下の青囲みで書いておりますが、「みんながつながり、支えあい だれもが安心して暮らせる共生のまちづくり」と定めております。

次に2番の基本目標でございますが、本計画の目標につきましては、第二次計画を踏襲し、新たに四つの基本目標を定めております。

基本目標1、「地域の支えあいの仕組みづくり、互いに気かけあい、つながりを大切にする地域をめざす」としております。

続いて、基本目標2、「地域福祉を推進する基盤づくり、困りごとをまるごと受け止める市をめざす」としております。

3番目に目標3として、地域福祉を支える担い手づくり、一人ひとりが地域福祉の担い

手として参画する地域をめざします。

4番目、最後に基本目標4に、「安心安全に暮らせる環境づくり、不安の少ない地域をめざすと同時に、一人ひとりが生涯にわたり健康・福祉への理解を深め実践する地域をめざす」といった目標を掲げております。

ページをめくっていただきまして、左になります。36ページになります。本計画とSDGsの関連を示しております。

地域共生社会の実現に向けた福祉の推進は、SDGsの目指す誰一人取り残さない持続可能な世界をつくることにもつながります。こうしたことから各目標ごとにSDGsのゴールを示しております。

続きまして、右のページです。第4章です。こちらから中身に入ってまいります。

施策・事業の推進ということで、構成を御説明させていただきます。

各目標、ここで言いますと基本目標、「地域の支えあいの仕組みづくり」ということで、その下の施策1番、身近な地域でのつながりづくりとしております。

そしてまず初めに、アンケート等から得た現状と課題を掲載させていただきまして、次のページを御覧いただくと、アンケート結果のグラフを掲載しているところです。下に市民の声、ワークショップでの意見という欄がございますが、アンケート、それからワークショップでお聞きした市民の方からの御意見など、ここに関係するものを掲載しているところです。

こうした現状と課題を踏まえまして、施策の方向性を打ち出させていただきまして、右側を取組を掲載しております。一番上が市の取組、2番目が社会福祉協議会の取組です。本計画の基本理念と基本目標は社会福祉協議会の策定する地域福祉活動計画と共通のものとしております。そうしたことから、取組を一つに記載することによって、その関連性が分かるような形にしています。

そして、一番下の段に住民・地域ができることとして、市民の皆さんにさせていただきたいこと、地域で実践していただきたいことを載せておりまして、それぞれの役割が分かるようにしています。

市の取組について御注目いただきたいと思います。取組の方向性に地域のつながりづくりという欄を設けております。こちらの4番目の丸のところに参加支援事業による支援を必要とする人の社会とのつながりづくりを掲載しております。これは、先ほど御説明をいたしました重層事業と関連する事業ということで、米印で少し注目されるような形で記さ

せていただいています。

次に44ページを御覧ください。左側の基本目標2となります。地域福祉を推進する基盤づくりということで、行政や関係機関における推進する基盤づくりの取組について掲載しています。

次のページをめくっていただきまして、左側になります。施策の2として包括的相談・支援体制の整備について載せていただいております。

ページをめくっていただいた左側に市の取組を掲載しておりますが、この中でも重層関連事業ということで、上から3番目の丸の相談者の属性にかかわらず幅広い相談を受ける体制づくり、そして、一番下の多機関協働によるケアプラン等の作成と重層的な支援の充実、こういったことを掲載しています。

次の目標に入ります。56ページを御覧ください。

基本目標3、地域福祉を支える担い手づくりは、人材の育成に関する目標、そして施策となっております。

続きまして、ちょっと飛ばさせていただきます。62ページになります。基本目標4として、安全安心に暮らせる環境づくりということで、例えば、虐待の防止、ユニバーサルデザインの視点からの住環境づくりの推進、また、災害や防犯、交通安全といった取組について掲載をしております。

次に66ページを御覧ください。右のページになります。第5章、成年後見制度利用促進基本計画です。

平成28年に国のほうで成年後見制度の利用の促進に関する法律が制定されました。これにより市町村は成年後見制度の利用促進に関する施策を基本的な計画に定め、必要な体制の整備を講ずることが定められています。

ページをめくっていただいて、右側になります。3、計画の基本方針とございます。第一次の計画におきましては、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を目標に取組を進めてまいりました。ネットワークの中核となる中核機関につきましては本年度設置するというので、現在動いています。こうしたことを踏まえまして、この第二次計画におきましては、一次計画の基本的な理念を踏襲しながら、国の第二次成年後見制度利用促進基本計画の趣旨に基づいて内容の見直しを図ることにしております。

具体的には、権利擁護支援の地域連携ネットワークのさらなる充実を図り、中核機関を中心として司法や福祉専門職などの視点を取り入れて、広報・啓発を通じた制度の周知、

相談支援など成年後見制度の利用促進に向けた方策を検討し、推進・充実を図ってまいりたいと考えております。

施策といたしまして四つ挙げております。

広報の充実ということで、成年後見制度利用促進のためには、まずは制度そのものを知っていただかなければならないということで、まず周知を図ってまいります。そして、ページをめくっていただいて相談支援という形で、相談窓口の設置であったり関係機関と協議をする場を設けて機能強化を図っていきたいと考えております。こうした基本的な基盤を充実させた後に、(3)の成年後見制度の利用促進ということで、例えば、ケースに応じた適切な後見人候補者の検討などができる体制整備を検討していきたいと考えております。

そして最後に右のページになりますが、後見人への支援ということで、後見人が適切な対応ができるよう助言を行うと。これにつきましても先進事例等の調査研究をまずは進めていきたいと考えております。

続きまして、ページをめくっていただいて、第6章、再犯防止推進計画でございます。本計画は、この第二次計画において初めて策定をするものとなっております。

背景といたしまして、刑法犯の認知件数は減少を続けているところでありますが、再犯者の割合である再犯者率が上がっている状況があります。再犯をする方というのは生きづらさを抱えている状況がございますので、こういった方々に息の長い支援を行っていく必要があるということで、地域住民に最も身近な基礎自治体である市町村において計画を策定するものです。本計画においては、国の計画や県の計画を踏まえまして、本市の取組を推進していく内容としております。

ページをおめくりいただきまして、76ページになります。目標達成のための施策を右のページに書かせていただいております。

まず1点目に広報・啓発活動の推進ということで、犯罪や非行の防止、また、犯罪をした人の更生についての理解を深めるために広報・啓発活動を行ってまいります。そして2番目に関係機関との連携による支援ということで、主に保護司会さんとの連携により支援をしていきます。また、当然、支援につきましても福祉サービスの利用が欠かせませんので、こういったものの促進も当然考えています。計画の内容につきましても、筑紫野市保護司会の皆様方の御意見をいただきながら計画素案を作成させていただいたところがございます。

最後に、80ページになります。右側に計画策定までの今後の工程を載せております。本日、文教福祉常任委員会のほうで所管事務報告をさせていただきました。来月1月の中旬からパブリックコメントを実施したいと考えております。そして、その前後に地域福祉計画等推進委員会、附属機関のほうで御意見等を総合的にいただき、また、パブリックコメント後の対応も踏まえたところで計画案の最終審議をいただく予定です。そして、3月に策定といったことで進めていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。質疑のある方はいらっしゃいませんか。

なかったら、私のほうからいいでしょうか。ちょっと気になるところが幾つかあったんですけど、ちょっと私、バッテリーがなくなったんで、紙のほうですみません。

基本目標3の地域福祉を支える担い手づくりのところですけど、現状と課題の3行目、「ボランティアへの参加について、前回調査と比較して参加している」云々で、参加したいと回答した人が若干減少していると、「ボランティアに対する意識は低下傾向であることが分かります」と書いてあるんですけど、このアンケートの集計を見ると、一番の理由は時間や収入にゆとりがないから、その次が自分の健康状態と答えられていて、これと一致するののかということと、教育会議でも、もうボランティアの時代ではないという意見が出されていたのと、この間の都市計画の見直しのコミュニティでの懇談会の場でも、ボランティアでは活動できなくなっている時代だという意見が出されています。意識が低下しているというのは根拠がはっきりしないんじゃないでしょうか。もう少し検討していただけたらどうかと思いました。

それと、再犯防止のところですけど、最後のほうかな、計画の基本目標のところですけど、聞くところによると、再犯防止というのは、地域で自分の居場所があると感じられたり自分が認められていると感じる方は再犯率が低いと聞くんですね。そういうようなことがここに必要なんじゃないかなと。相談ができるとか安心して暮らせるとか仕事があるとかということも非常に重要な要素だと聞いていますので、そこら辺をもう少し調査いただけてはどうかと感じております。

あと、小さいことがいろいろあるんですけど、表のところ、民生委員・児童委員の認知数とか回答のところが「はい」「いいえ」「無回答」と書いてあって、これはきっとアンケートの質問項目そのものが入っていると思うんですけど、「知っている」と答えた人が

「はい」だと思うんです。文言を少し見直していただけたらどうかという。

ほかにも幾つかありますが、その程度に収めておきます。お願いします。

課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 本計画につきましては、現在、草案ということでここまでできておりますので、この計画における再調査というのはちょっと厳しいと思っております。ですので、今後、取組を進めていく中で地域の御意見を再度確認しながら進めていくという形にさせていただきたいと思えます。

そして、グラフにつきましては再度見直しをして、アンケートで質問した文言をそのまま載せているところは質問文があれば理解できる場所でもありますけれども、これ単体で見るときには分からない部分も当然にあるかと思えますので、そこは最終的にまた確認をさせていただきたいと思えます。

○委員長（西村和子君） よろしくお願いします。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） まず、計画案でございますけれども、まずもって住民懇談会を校区コミュニティごとに実施してございます。アンケートにプラスして住民懇談会をされてありまして、非常に労力、エネルギーが要ったのではないかと感じております。大変だったと思えます。

そして、各ページの施策の展開の中に、アンケートで出た市民の声とワークショップで出た意見の声がそれぞれちりばめられて分かりやすくなってございまして、これも非常に分かりやすくなっておるなと思えます。

そして、改正点ということで、令和3年の社会福祉法の中で大きく取り入れられました重層的支援事業の文言、本当に欲しかった文言が入れられてございます。各種相談支援事業の充実の中でも重層関連事業といたしまして属性にかかわらず幅広い相談を受ける体制づくり、そして、多機関協働によるケアプラン等の作成と重層的な支援の充実という本当に欲しかった文言が入ってございまして、非常にありがたいなと思っております。ぜひ5年間の計画期間の中で事業実施に結びつけていただきたいと思います。

そして、新たに成年後見制度の利用支援事業ともう一つ、再犯防止推進計画も入ってございまして、こちらのほうもしっかりと推進をお願いしたいと思っております。

そういった中で、成年後見制度の利用促進に関しまして、中核機関も既に検討中だったことございまして、今年度中には出来上がるという回答が返ってまいりました。私

のほうからは、後見制度の利用支援に当たって市内全体を見回す——認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者の方たちがいらっしゃると思うんですけれども、そしてそれに携わる機関として市や社協、各種事業所、そして民生委員さんとか地域の方たちがそれぞれ関わってあると思うんですけれども、それが有効的に市全体の成年後見制度の利用に結びついておるかどうかというところの機関といいますか、審議会といいますか、全体を見回すようなですね。それもたしか成年後見制度の利用促進基本計画の中にあったんじやないかと思っております。そういったところの設置の是非の考え方といいますか、そこをお聞かせいただきたいと思えます。尋ねている意味は分かりますか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 地域連携ネットワークの構築において、ネットワークの仕組みとして、今、檜木委員がおっしゃいました協議会、中核となる機関、そして権利擁護の支援チーム、こういったものから成り立つと一般的に言われております。

中核機関におきましては、現在検討しておりますのが、市の高齢者支援課、生活福祉課、保護課、そして市社協、こういったところにそれぞれ機能がございまして。先ほど申し上げたように広報機能や利用促進といった様々な機能がございまして、それを分業するような形で中核機関を設置し、そして、地域の相談機関である地域包括支援センター、司法書士会といった方々とチームになって、個別事案対応の検討やネットワーク自体の機能強化といったものに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。

○委員（檜木孝一君） はい。

○委員長（西村和子君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） それでは質疑を打ち切ります。どうもありがとうございました。それでは10分休憩したいと思います。35分に再開します。

—————・—————・—————  
休憩 午後4時24分

再開 午後4時34分  
—————・—————・—————

○委員長（西村和子君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。

所管事務調査、聴覚障がい者支援についてに進みます。

執行部より説明をお願いいたします。虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） それでは、資料に沿って説明させていただきます。Side Booksにつきましては先ほどの資料の続きになります。82ページになります。聴覚障がい者支援についてでございます。

まず1点目、福岡県手話言語条例制定後の県と連携した事業内容が分かるものということで、現在、福岡県が開催する市町村専任手話通訳者の研修を本市に設置している手話通訳者2名が受講しております。年2回の受講をしています。内容につきましては研修及び意見交換等が行われているということです。

もう一点、九州地区専任手話通訳者会議が年1回ございまして、受講しております。内容といたしましては手話通訳の事例研修や意見交換等となっております。

続きまして、聴覚障がい者に関する国、県などの補助対象となる事業の内容が分かるものということでございました。国、県の補助の対象となっている事業のほか、市単費での事業のほうもこちらの資料としてまとめております。それぞれ事務事業ごとに事業をまとめております。

まず1点目に、事業名、介護給付等事業でございます。事業内容は障害者総合支援法に基づく自立支援給付費及び児童福祉法に基づく給付費の給付といった形になっております。内容といたしましては、介護給付、訓練等給付、就労支援等、そういったものに使われています。こちらにつきましては国、県の負担が入っています。

また、続いて障害児通所給付費といたしまして、児童発達支援、放課後等デイサービス、こういったものとなっております。障害児通所給付費につきましても国、県の補助が入っております。

続きまして、補装具費支給事業でございます。身体障がい者・児に対し、身体機能の障がいを補う補装具の購入または修理に要した費用の一部または全部の支給を行うものとなっております。聴覚障がい者の方でいいますと補聴器や人工内耳、こういったものを対象としております。本件につきましても国と県の負担が入っております。

ページをめくっていただきまして、84ページになります。

障害児補装具利用者負担補助事業でございます。障害児補装具利用者負担補助金、障がい児が補装具を購入または修理した際の自己負担金の分を補助するものとなっております。

もう一点が、難聴児補聴器購入補助金です。身体障害者手帳の対象とならない軽度・中

等度の難聴児の補聴器購入費の助成なっております。

障害児補装具費利用者補助金については市単費となっております。難聴児補聴器購入費補助金につきましては県の補助が入っております。

続きまして、後段です。地域生活支援事業でございます。

障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じた事業を行うものがございます。実施しているものとしたしましては、業務委託で障がい者スポーツ教室、それから日中一時支援事業といたしまして、日中において障がい者・児を介護・監護する方がいない場合に一時的に見守り等の支援を行い、御家族の方のレスパイトケアを目的としている事業です。また、自動車運転免許の取得の助成金といった形で実施をしております。これらにつきましては、国、県の地域生活支援事業費補助金、定率でございますが、こちらと地方交付税が措置をされています。

ページをめくっていただきまして、右側になります。84ページでございます。

障害者日常生活用具支給事業でございます。在宅の障がい者・児に対し、日常生活用具の購入に要する費用の一部または全部の支給を行うものがございます。聴覚障がいの方になりますと、例えば、屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置、こういったものとなっております。こちらにつきましても地域生活支援事業費補助金の定率が入っております。

続きまして、意思疎通支援事業でございます。聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に手話通訳者等の派遣を行うことによりて障がい者等とその他の人の意思疎通の円滑化を図るものがございます。実施内容といたしましては、聴覚相談員の配置として月に2度、第1・第3月曜日の日中に相談員を配置しております。相談員の方は聴覚障がい者の方です。相談内容の解決に向けて必要な情報提供などを行っていただいております。こちらにつきましては市単費となっております。それから専任手話通訳者の配置ということで、現在2名の方が配置されております。市役所での各種手続や相談等における意思疎通のため、また、手話通訳や登録手話通訳者の派遣調整などを行っていただいております。続いて登録手話通訳者の派遣ということで、障がい者の方からの依頼で障がい者の方たちの用務先、例えば、病院に行くとか学校の面談といったときに手話通訳を派遣するものです。続いて、手話奉仕員養成講座です。手話で日常生活を行う手話奉仕員を養成するための講座を開催しております。これらにつきましては地域生活支援事業費補助金の定率が入っております。

ページをめくっていただいて、86ページ、左側になります。

心身障害者扶養共済制度掛金補助事業でございます。心身障害者扶養共済制度に加入している心身障がい者の保護者で、掛金の納付が経済的に困難な方に対してその掛金の補助を行うものでございます。年金額は1口につき月額2万円となっております。こちらにつきましても県の補助が入っております。

続いて、重度心身障害者福祉手当給付事業でございます。市内に居住する在宅の重度障がい者に対し、福祉手当として月額にして3,500円を12月に支給しています。市単費で実施をしております。

そして、一番下の段ですが、特別障害者手当等支給事業ということで、身体または精神に著しく重度の障がいをもつ在宅の障がい児に対し障害児福祉手当を支給しております。金額につきましても月額1万5,690円となっております。これも国の手当が入っております。この事業におきましても、聴覚のみの障がい者の方は対象外となっております。

続いて、86ページの右側となります。

その他の事業といたしまして、ヘルプカード等の配布、ふくおか・まごころ駐車場利用証の交付、有料道路通行料金の割引申請、NHK受信料の減免申請、こういったものを生活福祉課で実施をしています。

続きまして、本市における手話通訳者制度の状況が分かるものをおつけしております。先ほど事業の説明の中でも御説明さしあげたところですが、意思疎通支援事業といたしまして専任手話通訳者の設置2名、それから登録手話通訳者の派遣、手話奉仕員の養成講座といった三つの事業を主にしています。

以上で説明を終わります。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。それでは、質疑のある方はいらっしゃいませんか。

すみません、それでは審査の途中ではありますが、ここで委員会の会議時間の延長についてお諮りいたします。

委員会の審査のため、あらかじめ会議時間の延長を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 御異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決しました。

それでは、質疑を続けます。

春口委員、どうぞ。

○委員（春口 茜君） 委員会のまとめ案は事前にお渡ししたりしていますかね。

○委員長（西村和子君） そのままでは事務事業調査にはならないということで、このような形で出していただいています。

○委員（春口 茜君） では、書いてある案を質問する形で。

○委員長（西村和子君） だから質問をどうぞ。

○委員（春口 茜君） 分かりました。

様々な支援をされておられるということで見せていただいたんですけれども、まだまだ支援がある中でも生きづらさや生活のしづらさを抱えていらっしゃる人がたくさんおります。文教福祉委員会でそういった意見交換会を行ったところでした、様々な意見がありましたので委員会で集約したところ、電話リレーサービスで結構言われてたのが利用料金の負担が大きいという意見がございまして、現状、どのようになっているのでしょうかというのと、県の事業かもしれないんですけど、もし県の事業でも市の補助金制度がつかないかという御意見がありました。

そこだけちょっとお伺いしてもいいですか、電話リレーに関して。

○委員長（西村和子君） 課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 電話リレーサービスは、必要とする、利用したい人がサービスに個人的に申し込んで使われるサービスとなっております。現時点で市がサービスの利用料について補助金を出しているといったことはございません。

○委員長（西村和子君） どうぞ、春口委員。

○委員（春口 茜君） 病院に電話するときにごく困ることがあるようで、例えば、急遽病院に行かないといけないときに電話したりすると思うんですけれども、いたずら電話と思われる。電話リレーサービスがつながるまで間があるのかな、それでいたずら電話と思われる。電話リレーサービスがつながるまで間があるのかな、それでいたずら電話と思われる。電話の支援だったりとか、あとは医療機関に対して、今後、耳が聞こえない方でも利用しやすいような支援とかを何か考えられていますでしょうか。

○委員長（西村和子君） ちょっとすみません。医療機関には今の手話通訳の方が通訳してくださる。それと、救急の場合も救急隊員が通訳者の電話番号を知っているからすぐつながって……。

○委員（春口 茜君） それは通常の場合……。

○委員長（西村和子君） ううん、救急の場合も。

○委員（春口 茜君） 通常の場合が困っているということですよ。

○委員長（西村和子君） 通常の場合も、だから、通訳者の方に電話すればしてもらえしということだったと思います。なので、今言われたことは一応クリアできているというふうに、この間意見交換したと思っています。それで残っていることがここに出てきているという感じです。

○委員（春口 茜君） 分かりました。

○委員（原口政信君） 今、説明してもらった分の質疑をしなきゃいかんでしょ。せっかく来てから説明してもらってさ。よそからの意見がこうですとかいうのはちょっとおかしいじゃないの。

○委員長（西村和子君） いやいや、それはいいんだけど、そのことについてはこの間説明していますという。

○委員（原口政信君） そんなことしてたら時間が何時間あっても足らんよ。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。では、お願いします。

課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 電話リレーサービスを使って病院に予約をしたりとかお問合せをしたりした時に、いたずら電話と勘違いされるといったことがあったということかと思います。

この電話リレーサービスについては、手話でサービス事業者伝えて、そのサービス事業者が相手のお店や医療機関に今度は音声でお伝えすることになります。そこでこのサービスを御存じない事業所さんがあられますと、電話リレーサービスということで電話されると思うんですが、その時点でいたずら電話として切られるといったケースがあると聞いておりますので、何らかの形で市としてもそういったサービスがあることをお伝えしていく必要性があって、機会を見て啓発していきたいなと考えております。

以上です。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） そしたら、聴覚障がい者協会から質問いただいた分なんですけれども、このままこの資料をお渡しすることは可能ですか。よろしいですか。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） はい。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

ほかにごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） なければ、これで質疑を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、職員入替えのため、しばらく休憩いたします。お疲れさまでした。

————— . ————— . —————  
休憩 午後 4 時51分

再開 午後 4 時52分  
————— . ————— . —————

○委員長（西村和子君） それでは、会議を再開したいと思います。

所管事務調査、聴覚障がい者支援について、こども家庭課からお願いいたします。

では、部長から職員の紹介をお願いいたします。

○こども部長（嘉村千穂君） お疲れさまでございます。こども部の嘉村でございます。

本日は、こども部については所管事務調査 1 件、所管事務報告 1 件、御説明をさせていただきます。

まず、こども家庭課より職員が参っておりますので自己紹介をいたします。

○こども家庭課長（石川純快君） こども家庭課長の石川です。よろしく申し上げます。

○こども健康担当係長（森田 薫君） こども家庭課こども健康担当の森田と申します。お願いいたします。

○発達支援担当係長（安部佐千子君） こども家庭課発達支援担当、安部と申します。よろしく申し上げます。

○委員長（西村和子君） それでは、説明をお願いしたいと思います。

課長、申し上げます。

○こども家庭課長（石川純快君） 聴覚障がい者支援について御説明いたします。

資料はこども部の説明用資料の 2 ページを御覧ください。

聴覚障がいについては、先天的に難聴のある方が 1,000 人に一人から二人いると言われており、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障がいによる発達への影響を最小限に抑えることができるとされています。そのため福岡県では、早期発見、早期対応の取組を推進するために、生後 1 か月までの新生児聴覚検査の実施、3 か月までの精密

検査の実施、6か月までの療育開始を目指して対応を進めております。この対応を推進していくために、福岡県の乳幼児聴覚支援センターが司令塔となり関係機関が連携できる体制を構築しております。

主な関係機関の役割は2に記載のとおりですが、市の具体的な役割としては、母子健康手帳交付時等での新生児聴覚検査の意義や乳幼児聴覚支援センターの周知、乳児家庭全戸訪問時等でのスクリーニング検査受検の有無の確認及び未受検者への受検勧奨、また、乳幼児聴覚支援センターから精密検査の受診勧奨依頼があった子どもへの受診勧奨などになります。

なお、この早期発見、早期対応の取組を推進するために、福岡県は令和3年8月に新生児聴覚検査から療育まで遅滞なく円滑につなぐための事務処理マニュアルを策定しております。その中では新生児聴覚検査の情報の流れについても図で示されております。資料の3ページ、4ページに表紙とフロー図を記載しておりますので御参照ください。

説明は以上になります。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

質疑のある方はいらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。これは3月に手話言語条例を制定してもらいたいという陳情が出されたことに基づいて出させていただきました。

提出された方のお子さんのときには整っていないで大変な苦勞をなされたということで、後続く方が同じ苦勞をしないように制度が何とかできないかという御相談だったわけです。それでこのような10年間にわたる関係機関の方の御尽力でこの体制ができたと思っております。御報告どうもありがとうございました。

この頂いた資料を聴覚障がい者協会の方々にお届けしてもよろしいでしょうか。

課長。

○こども家庭課長（石川純快君） 問題ありません。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。どうもありがとうございました。

職員入替えのために、しばらく休憩いたします。遅くまですみませんでした。ありがとうございます。

————— . ————— . —————  
休憩 午後4時57分

再開 午後4時57分

○委員長（西村和子君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

所管事務報告、筑紫野市こども計画について、こども政策課より説明をお願いいたします。

ごめんなさい、その前に部長から職員の紹介をいただくんです。ごめんなさい、元に戻ります。

嘉村部長、お願いします。

○こども部長（嘉村千穂君） 所管課が入れ替わりまして、こども政策課から職員が参っております。自己紹介をいたします。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） こども政策課長の岡嶋です。よろしくお願いします。

○こども政策担当係長（原田典忠君） 同じくこども政策担当係長の原田と申します。どうぞよろしくお願いします。

○保育担当係長（中村義弘君） 保育担当係長の中村と申します。よろしくお願いします。

○給付・支援担当係長（城塚利恵君） 給付・支援担当係長の城塚と申します。よろしくお願いします。

○委員長（西村和子君） それでは、課長から報告をお願いいたします。

課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） それでは、こども政策課より所管事務報告をいたします。今から通知をさせていただきます。

通知をさせていただきました資料の5ページ、筑紫野市こども計画について【報告】を御覧ください。

まず、1、こども計画についてです。

こども計画は、こども基本法に基づく市町村こども計画であり、少子化対策、こどもの貧困対策、若者の育成支援などを含めた本市の子育て支援の総合計画となります。対象者はゼロ歳から39歳までの子どもとその家族、そして若者です。対象期間は令和7年から11年度までの5年間です。また、本計画は、そこにあります①から③、枠内の計画としても位置づけられることとなります。

次に、2、策定に当たっての基本的な考え方です。

まず一つ目に、子ども・若者を中心に据えた施策展開となるよう、子ども・若者の意見

を聞き取ることにします。

2、子どもの成長段階に合わせた構成とし、市民に分かりやすい計画を目指します。

3、総合計画との連動性を持たせつつ、進捗状況の把握と評価がしやすいようにいたします。

次に、3、各調査の概要です。

まず、令和5年度に、前回の2期計画同様、市民アンケートを実施しております。

次のページをお開きください。次に、本年9月に追加で、子ども・若者からの意見聴取としてウェブアンケートを実施いたしました。結果の返し方につきましては、現在、協力各校と協議中であります。

次に、4、策定のスケジュールです。今後は、今月中に庁外委員会である子ども・子育て会議、1月にパブリックコメント、2月から3月に最終的な修正を行いまして、3月に策定、議会報告を予定しております。

次に、7ページになりますが、こども計画の体系表です。

こども大綱を踏まえ、ライフステージごとに項目を整理した体系としました。ここでは簡潔に各項目とその項目ごとの成果指標のみとしておりますが、今回、別につけております別冊資料として添付しております筑紫野市こども計画においては、各項目ごとに基本的な考え方、基本施策と目指す姿、現状と課題、施策の方向性を示し、その上で主な基本事業と主な取組を掲載しております。

なお、体系の変更とともに新たに追加した項目は、7ページになりますけれども、太字と下線をつけさせていただいております。

上から順に、②の子どもの居場所づくりの推進、③の子どもの貧困対策の推進、⑪の次代を担う若者の育成、⑫の若者の就学・就労など自立に向けた支援の推進です。

次に、今度は別の資料になります。別冊資料筑紫野市こども計画を御覧ください。これから通知いたします。

まず、1ページ目を御覧ください。

目次となっておりますが、計画の構成です。分かりますか。

○委員長（西村和子君） 大丈夫です。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） まず、第1章は計画の概要、第2章は子育てを取り巻く本市の状況、第3章は基本理念、第4章は基本施策、第5章は子ども・子育てサービス、第6章は計画の推進体制とし、最後に資料を添付しております。基本的に第2期の構成と

違います。

続いて、中身の説明となりますが、第2期計画から変更もしくは新たに加わった内容に絞って説明をさせていただきたいと思います。また、現段階では内容の調整等を優先しておりまして、行間隔であったりイラストなどについては今後の作業となりますことを申し添えます。

では、ちょっと飛びますが、25ページをお開きください。こちらは第2期計画の振り返りです。

第2期計画では、「みんなで育もう！キラリ、笑顔 筑紫野の子どもたち」を基本理念とし、8個の基本施策を掲げ、約150事業に取り組んでまいりました。計画期間中にコロナが発生するなど事業実施自体が困難な時期もございましたが、最終的にはA評価及びB評価を増やすことができ、子育て支援の推進を図ることができたと思います。しかし、待機児童対策や子どもや若者、その親たちの孤立を予防し健全育成にもつながる取組など、まだ施策をこれからも拡充していく必要がありますので、引き続き、子育て施策の推進を図っていきたいと考えております。

次に27ページを御覧ください。こちらには基本理念について書いております。現在、基本理念につきましては、子ども・子育て会議の委員さんらと協議中でありまして、次回会議にて決定する予定としておりますが、今のところ3案に絞り込んでいる状態です。

次に30ページを御覧ください。第4章の構成についてですが、初めに申し上げましたとおり、こども計画は総合計画とリンクするように作成しております。そのため、1から5の大きな枠ごとに基本的な考え方と目指す姿を示す構成としております。基本的な考え方につきましては、市総合計画やこども大綱、こども基本法を勘案した内容としております。

次に、31ページを御覧ください。基本施策につきましては、ここにありまして、まず現状と課題、そして、それを踏まえた施策の方向性を示し、その上で主な基本事業と主な取組のみを示し、成果指標までを1ページに収める構成としております。成果指標につきましては、第2期計画ではありませんでしたので今回が初めてとなりますが、初めに申し上げましたとおり市総合計画とリンクさせております。ただ、該当するものがない分野におきましては、所管課と協議した上で新たな成果指標を設けているところです。

次に、飛びますが、51ページを御覧ください。こちらには第5章の2、教育・保育提供区域の設定を掲載しております。

国の手引を反映し、新たに第3期から追加した項目が六つございます。上から順に、

(1) の地域子育て相談機関、(3) の妊婦等包括相談支援事業、(6) の産後ケア事業、(7) の子育て世帯訪問支援事業、(11) の乳児等通園支援事業、(15) の児童育成支援拠点事業、この六つを新しく追加しております。また、それぞれの量の見込み等につきましては、アンケート結果や実績を基に一旦作成した後、県のヒアリング等を受け、その上で今回掲載をしております。

説明は以上となります。内容につきましては、今後開催される子ども・子育て会議での御意見や、それからパブリックコメントを受け修正が発生する見込みではありますが、一旦御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。それでは、質疑のある方はいらっしゃいませんか。ないですか。

すみません、一つだけお尋ねしたいんですけど、ちょっと紙で悪いんですけど58ページ、産後ケアと書いてあるところの(7) 子育て世帯訪問支援事業の1行目の最後のほう、「ヤングケアラーなどがいる家庭の居宅を訪問し」云々の行の最後、「ホームヘルパーの派遣により」云々と書いてあるんですけど、これはヤングケアラーのお宅にも派遣すると読んでいいんですか。

課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） こちらにつきましては、一旦、訪問支援事業を受けるに当たって、子ども家庭センターとかで要保護認定をされている方を含めて計画を立てた上で、この支援事業が必要かどうかを一旦判断して、その上でお勧めするという形になります。

○委員長（西村和子君） では、今は仮に上がっているという感じですか。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） そうですね。もちろん、やるかどうかは別なんですけれども、そういう事業です。

○委員長（西村和子君） やるかどうかは別だけれど書いてありますという感じ。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） そうです。子育て世帯訪問支援事業がそういう事業であるということです。

○委員長（西村和子君） ああ。そしたら、ここには上がらない可能性もあるということ、ヤングケアラーのうちには行かない可能性もあるということですか。

課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） いえ。名称はあくくりになりますけれども、その内容

にもよるかとは思いますが。要は支援を必要としていて、こういったホームヘルパーなどの派遣がその支援に適切かどうかということで決まるかと思いますが、そこについては、この事業はまだうちでは始まっておりませんので、今後検討しながらそういったところも含めていくようにしていきたいと思えます。

○委員長（西村和子君） 希望を持ってもいいと判断していいんですか。

課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） そうですね。子育て世帯訪問支援事業自体がそういったところを含んで検討しなさいという事業でありますので、そこは前向きに検討していかれると思えます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） なければ、質疑を打ち切ります。どうもありがとうございました。

しばらく休憩します。

—————・—————・—————  
休憩 午後5時11分

再開 午後5時11分  
—————・—————・—————

○委員長（西村和子君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

これで本日の議事は終了いたしました。

これをもちまして文教福祉常任委員会を散会いたします。お疲れさまでした。

—————・—————・—————  
散会 午後5時11分